

令和3年度 あさぎり町議会第6回会議会議録（第19号）						
招 集 年 月 日	令和4年3月8日					
招 集 の 場 所	あさぎり町議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和4年3月10日 午前10時00分		議 長	徳 永 正 道	
	散 会	令和4年3月10日 午後 4時41分		議 長	徳 永 正 道	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出 席 14名 欠 席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 応 招	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	小 谷 節 雄	○	8	山 口 和 幸	○
	2	岩 本 恭 典	○	9	永 井 英 治	○
	3	難 波 文 美	○	10	皆 越 てる子	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	小見田 和行	○
	5	橋 本 誠	○	12	溝 口 峰 男	○
	6	小 出 高 明	○	13	森 岡 勉	○
	7	豊 永 喜 一	○	14	徳 永 正 道	○
議事録署名議員	11番 小見田 和行 12番 溝 口 峰 男					
出席した議会書記	事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 丸 山 修 一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職 名	氏 名	出欠等 の 別	職 名	氏 名	出欠等 の 別
	町 長	尾 鷹 一 範	○	農林振興 課 長	万 江 幸 一 朗	○
	総務課長	山 内 悟	○	農林振興 課長補佐	鬼 塚 拓 夫	○
	総 務 課長補佐	溝 口 久 志	○	〃	吉 武 哲 雄	○
	総 務 危機管理監	橋 本 啓 之	○	商工観光 課 長	山 口 和 久	○
	企画政策 課 長	船 津 宏	○	商工観光 課長補佐	早 田 愛一郎	○
	企画政策 課長補佐	沖 松 勝 彦	○	建設課長	酒 井 裕 次	○
	〃	林 田 孝 功	○	建 設 課長補佐	荒 川 誠 一	○
	財政課長	田 中 伸 明	○	上下水道 課 長	林 敬 一	○
	財 政 課長補佐	坂 本 将 幸	○	上下水道 課長補佐	中 神 啓 介	○
	〃	中 村 光 成	○	農業委員会 事務局長	高 田 真 之	○
	会 計 管 理 者	土 肥 克 也	○	農業委員会 課長補佐	橋 本 英 樹	○

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり

議事日程（第19号）

- 日程第 1 議案第62号 令和4年度あさぎり町一般会計予算について（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 2 議案第66号 令和4年度あさぎり町水道事業特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 3 議案第67号 令和4年度あさぎり町下水道事業特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第62号 令和4年度あさぎり町一般会計予算について（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 2 議案第66号 令和4年度あさぎり町水道事業特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 3 議案第67号 令和4年度あさぎり町下水道事業特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）

午前10時00分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。御着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。本日は、税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行います。

日程第1 議案第62号

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、議案第62号、令和4年度あさぎり町一般会計予算についてを議題とし、説明を求めます。田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。それでは財政課から説明をさせていただきます。まずは予算書の説明に先立ちまして、財政課から資料が2点ございますので、そちらのほうから説明をさせていただきます。ただいまお送りいたしております資料が、各課長、局長宛てに通知しました令和4年度当初予算編成方針でございます。この方針に基づき当初予算の編成を行っておりますので、後ほど御覧いただければと思います。続きまして2点目が、当初予算の性質別分類比較表でございます。令和3年度当初予算と令和4年度当初予算を性質別に分類し比較したものでございます。こちらのほうにつきましては少し説明をさせていただきます。まず、1ページの歳入のほうからお願いいたします。まず、令和4年度当初予算の総額ですが、1番下の合計を御覧いただきたいと思います。予算額は113億6,026万5,000円でございます。令和3年度と比較して3億5,495万9,000円の増となっております。内訳といたしまして、まず1番上の町税ですが、市町村民税の伸びによりまして、全体で2,902万2,000円の増となっております。次の地方譲与税につきましても増額となっております。次に、利子割交付金からの各種交付金につきましては、地方特例

交付金は減額となっておりますが、それ以外の交付金につきましては増額となっております、特に、地方消費税交付金は5,900万6,000円の増額となっております。次に地方交付税ですが、普通交付税につきましては、財源調整にもよりますが、1億5,802万9,000円の増。特別交付税につきましては、公立多良木病院の自家発電機更新に伴い9,000万円の増となっております。次に、国庫支出金及び県支出金についてはともに増額となっております、主な要因につきましては右の記載のとおりでございます。次に、寄附金ですが、令和3年度に創設いたしました企業版ふるさと寄附金の計上もあり、1,100万円の増となっております。その下の繰入金ですが、公共施設整備基金繰入金は、公共施設の改修終了に伴い減となっておりますが、財政調整基金繰入金、また、まちひとしごと創生推進基金繰入金により全体では5,860万9,000円の増となっております。1番下の町債ですが、臨時財政対策債の抑制に伴う減。それから社会教育施設整備事業の減により、1億5,140万円の減となっております。歳入につきましては以上でございます。続きまして2ページの歳出でございます。まず義務的経費につきましては、人件費で消防団員報酬、それから退職手当組合負担金、会計年度任用職員報酬などにより増額となっておりますが、扶助費、公債費の減により全体で5,995万5,000円の減となっております。次の投資的経費ですが、普通建設事業費では施設の解体に伴う増加も見られますが、大規模な改修の改修事業の減により1億7,094万7,000円の減となっております。次にその他の経費では、5億3,586万1,000円の増となっております。まず物件費の委託料で、6,852万6,000円の増となっております、その主な要因は右の記載のとおりでございます。それから補助費等につきましては、3億6,365万円の増となっております。右の記載のとおり国営川辺川土地改良事業負担金、くま川鉄道経営安定化補助金、保育所整備事業補助金などによるものでございます。次に投資出資貸付けにつきましては、多良木公立病院の負担金の増により1億127万9,000円の増となっております。以上で令和4年度一般会計歳入歳出予算の性質別経費の説明とさせていただきます。それでは令和4年度一般会計予算書について御説明申し上げます。2ページの第1条第2項から読み上げます。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。第2条、地方自治法第210条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる詳細の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。第4条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は15億円と定める。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に関わる予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項の間の流用。次9ページをお願いいたします。第2表債務負担行為です。3件の事項について、債務負担行為を設定するものでございます。詳細につきましては、担当課より御説明申し上げます。次の10ページをお願いいたします。第3表地方債です。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。なお当初予算での起債の限度額の合計は、8億3,420万円となっております。ここで142ページをお願いいたします。地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。地方債の区分ごとに前々年度末現在高、前年度末現在高見込額及び当該年度末現在高見込額について記載したものでございます。中ほどの列の当該年度中増減見込みを御覧いただきたいと思います。まず左側の当該年度中起債見込額の合計は、先ほど第3表の記載のとおり8億3,420万円でございます。その右の当該年度中、元金償還見込額が11億7,163万8,000円でございまして、当該年度末での現在高見込額は、104億7,583万4,000円となり、前年度から3億3,743万8,000円減少する見込みでございます。続きまして財政課所管分の予算について御説明いたします。14ページをお願いいたします。まず歳入から御説明いたします。2枠目の目1地方揮発油税、失礼

しました。地方揮発湯譲与税から最下段の目1 森林環境譲与税までの各地方譲与税につきましては、国税として徴収したものを一定の基準により地方に譲与されるものでございまして、令和3年度実績見込額及び国の地方財政計画により見込んだ額を計上しております。次のページをお願いいたします。1 番上の目1 利子割交付金から、次のページをお願いいたします。3 枠目の目1 地方特例交付金までの各交付金につきましても、令和3年度実績見込み等、国の地方財政計画により見込んだ額を計上しております。次に4 枠目の地方交付税ですが、普通交付税につきましては、地方財政計画から算出し、財政財源調整により、財源調整により計上しております。その下の特別交付税につきましては、昨年度より9,000万円増の2億9,000万円を計上しておりますが、要因といたしましては、公立多良木病院の自家発電機の更新によるものでございます。次18ページをお願いいたします。目1 総務使用料の行政財産使用料は、使用を許可する行政財産の使用料を計上しております。主に、自動販売機設置に伴う使用料でございまして、次26ページをお願いいたします。2 枠目の目1 財産貸付け収入節1 土地建物貸付け収入は、普通財産の貸付け収入として見込んだ現年度及び過年度分を計上するものです。その下節2 その他普通財産貸付け収入の物品貸付け収入は、町で使用していない物品の貸付け料を計上するものです。次に3 枠目の目1、不動産売払い収入、節1 土地建物売払い収入は、費目存知でございまして、次のページをお願いいたします。3 枠目の繰入金ですが、目1、財政調整基金繰入金は、昨年度より増額となっております。主な要因は、国営川辺川土地改良事業に関わる負担金によるものでございます。次に目6 公共施設整備基金繰入金は、個別施設計画の事業の財源として982万円。テレワーク拠点整備事業の財源として2,170万円を繰り入れるものです。次の目7、減債基金繰入金は、個別施設計画の事業に関わる地方債償還金の財源として繰り入れるものです。次のページをお願いいたします。1 枠目の目1 特別会計繰入金は費目存置でございまして、次の繰越金は、前年度繰越金として3億円を計上するものです。次29ページをお願いいたします。目4の雑入ですが、説明欄の中ほどの施設光熱水費21万3,000円は、施設の使用に関わる光熱水費として受け入れるものです。次のページをお願いいたします。町債になります。目1 総務債、節1 臨時財政対策債は、国の地方交付税の財源が不足する場合に、地方債に振り替えるもので、地方財政計画により見込んだ額を計上しております。令和4年度につきましては、大幅に抑制される見込みでございまして、次の節2 総務施設除却事業債ですが、財政課所管分としましては、このうちの6,930万円を計上しております。旧須恵庁舎解体工事及び旧上庁舎、旧岡原庁舎、旧岡原給食センターの解体に向けた事前調査に伴う財源として合併特例債を充てるものでございます。以上で歳入の説明を終わります。続きまして、歳出を説明いたします。37ページをお願いいたします。歳出につきましては、主なものを説明させていただきます。まず目4 財政管理費では、職員の人件費のほか、節1 2 委託料で統一的な基準による地方公会計マニュアルに準拠した財務書類の作成支援及び固定資産台帳システムの保守業務委託料を計上しております。次の38ページをお願いいたします。目6 財産管理費ですが、財政課所管分といたしましては、旧庁舎及びその他普通財産それから公用車の維持管理費について計上しております。まず節1 1 役務費におきまして、次のページをお願いいたします。説明欄の中ほどの登記手数料200万円は、未利用財産の売却に伴う分筆登記手数料を計上しております。次に節1 2 委託料の3 行目、財産管理作業委託料では、財政課が所管する施設の除草作業委託料としてその三つ下の設計委託料1,600万円のうち旧岡原庁舎及び旧岡原給食センターの解体に伴う設計委託料として450万円を計上しております。それから1 番下の不動産鑑定委託料では、未利用財産の譲渡を進める不動産鑑定委託料を計上しております。次の40ページをお願いいたします。説明欄の3 行目の調査委託料は、旧庁舎等の解体に伴うアスベスト調査委託料を計上しております。次節1 4 工事請負費の1億6,820万円のうち、財政課所管分としましては、旧須恵庁舎解体工事及び旧須恵中学校高圧ケーブル取替え工事分として、5,820万円を計上しております。次の節1 7 備品購入費では、旧中学校の屋内消火栓工数更新分及び公用車の更新に伴う軽

自動車1台分を計上しております。次44ページをお願いいたします。目14基金費ですが、説明欄の3行目、公共施設整備基金繰入金は基金利子分でございます。次の財政調整基金繰入金は、基金利子分と前年度繰越予算額の2分の1に相当する額を計上しております。その下の、その二つ下の減債基金積立金は基金利子分でございます。次123ページをお願いいたします。失礼しました。2枠目の公債費の目1元金及び目2利子では、長期債元金とその利子及び一時借入金の利子を計上しております。次の予備費につきましては、前年度と同額を計上しております。以上で歳出の説明を終わります。最後になりますが、131ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書でございます。141ページまで記載をしております。債務負担行為として設定している事項ごとの限度額、それから前年度までの支出見込額及び当該年度以降の支出予定額とその財源について、記載をしております。以上で、財政課所管分を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） 続きまして総務課所管分の説明を行います。歳入予算でございます。16ページをお願いいたします。1番下の枠、目1交通安全対策特別交付金は、令和3年度までの交付額により見込んだ額を計上しております。次、19ページをお願いいたします。1枠目の最下段、消防手数料は、権限移譲事務である火薬類譲渡し受けの許可申請に係る手数料の受入れで計上していたものでございますが、近年の受入れはございませんので廃目とするものでございます。次、20ページをお願いいたします。2枠目、目1総務費国庫補助金、最下段の節6防犯対策費補助金は、空き家対策等事業補助金として、空き家実態調査に係る補助金を計上いたしております。補助率は2分の1となります。次、22ページをお願いいたします。2枠目の目1総務費国庫委託金、節1総務管理委託金は、自衛官募集事務委託金を交付見込額で計上いたしております。3枠目の目1総務費県負担金、節1派遣職員県負担金は、地方自治法に基づく県との職員の相互派遣、いわゆる人事交流での本庁からの所派遣職員1名の給与に対する県負担金を計上するものでございます。次、23ページをお願いいたします。2枠目の目1総務費県補助金、節1総務管理費補助金の説明欄、一行目の権限移譲事務交付金は、令和3年度交付額に基づき、算定した額を計上しております。次25ページをお願いいたします。1枠目の中ほど目6消防費県補助金、節1消防費補助金は球磨川水系の流域における洪水による災害の防止または軽減を図る整備事業に対する補助金を計上しております。補助金は3分の2でございます。2枠目の目1総務費県委託金の節4選挙費委託金は、令和4年度中に任期満了となる参議院議員通常選挙に係る県委託金を計上するものでございます。次、29ページをお願いいたします。2枠目の目4雑入では説明の欄の上から5行目の雇用保険個人負担金、次の行の職員研修負担金は、収入見込額を計上するものでございます。1番下の行で県派遣職員住居借り上げ負担金は、派遣職員の負担金を計上するものでございます。次、30ページをお願いいたします。1枠目の目1総務債、節2総務施設除却事業債は、1億8,470万円のうち950万円につきまして旧東庁舎の解体工事に係る設計及びアスベスト調査委託料に充てるため、合併特例債を借り入れるものでございます。また、目6消防債、節1消防施設整備事業債は、消防詰所の新築の設計1か所、解体の設計1か所、防火水槽新設工事の設計1か所、消火栓新設1基にかかる事業費に充てるため過疎債を借り入れるものでございます。その下、防災基盤整備事業債は貯水機能付給水管設置工事負担金、とマンホールトイレ整備工事設計業務委託費について起債を借り入れるものでございます。以上で歳入の説明を終わります。続いて歳出予算の説明を行います。32ページをお願いいたします。まず、令和4年度の職員数及び給与費について説明いたします。令和3年度退職、令和4年度採用はともに11名で令和4年度の職員数は、令和3年度と同数の181名となるものでございます。また、令和4年度の再任用職員は13名を任用するものでございます。令和4年度におきましては、県の人事交流、くま川鉄道再生協議会にそれぞれ1名を派遣し、県からの人事交流、球磨郡介護認定審査会及び球磨郡障害認定審査会にそれぞれ1名の派遣を受け入れることとしております。以上の職員の給与費を配置する各会計各

科目に計上していることから、各会計各科目での給与費の説明は省略させていただきます。それでは、歳出の主なものにつきまして目1議会費から説明いたします。おおむね前年度と同様の議会運営予算の組立てとなっておりますが、次33ページをお願いいたします。節17備品購入費は、議会議事堂据付けのAEDの更新による購入費を計上いたしております。節18、2行目の球磨郡町村議会議長負担金の減額が前年度からの減額の主な理由でございます。2枠目の目1一般管理費では、節1報酬の説明欄3行目のあさぎり町役場産業医の報酬を増額しております。次、34ページをお願いいたします。節の欄上段の節3説明の欄で3行目、退職手当組合負担金は、率の改定により増額となっております。次35ページをお願いいたします。節12の説明の欄5行目の区長業務委託料は、吉井地区分区による委託料を増額しております。次の行とその下には、入札参加資格審査電子申請に係る委託料を計上しています。その下の行では、令和5年度からの定年延長に関連する例規改正委託料を計上しております。節13使用料及び賃借料の説明の欄、1番下の行、住宅借上料は、派遣職員の負担軽減を図るため、派遣先における住居として使用させる経費を計上しております。節18負担金補助及び交付金の説明の欄、1番下の行の派遣職員負担金は、人事交流により受け入れる、受入れます県職員の給与に係る負担金の見込額を計上するものでございます。なお県職員の派遣、県職員の受入れは、財政課長補佐として2年目の職務に従事するものでございます。次に36ページをお願いいたします。目2文書管理費は、前年度の実績により計上するものでありますが、節1報酬の3行目文書配達員報酬も昨年度と同様の3名の会計年度任用職員分を計上するものでございます。節11役務費において2行目ごみ収集手数料は、旧町村の書庫に保管しています文書書類の仕分による処分手数料を計上しております。次の節12委託料では、個人情報保護法の改正に伴う令和5年度からの個人情報ファイル簿の作成、公表に伴う委託料を計上するものでございます。38ページをお願いいたします。目6財産管理費では、庁舎など所管する財産の維持管理に係る経費を前年度実績から見込んだ額を計上しております。39ページをお願いいたします。節の12委託料、説明の欄6行目の設計委託料で、1,600万円のうち総務課所管分として旧東庁舎解体工事設計委託料及びアスベスト調査委託料として1,000万円を計上するものでございます。43ページをお願いいたします。目9支所費は、支所運営に要する経費を計上しております。目10公平委員会は、前年度と同額でございます。目11交通安全対策費は、交通指導員の業務委託料に係る吉井地区分区に係る額を増額しております。節14では、道路中央線や路側帯などの引き直し、カーブミラーとの設置に係る工事請負費を計上いたしております。その下の目12防犯対策費ですが、44ページをお願いいたします。節10需用費では、防犯灯及び防犯カメラの維持管理経費を計上しております。節12委託料では空き家対策事業として、空き家実態調査と空き家対策基本計画策定の委託料を計上しています。節14工事請負費は、通学路などへの防犯灯の整備費、節18負担金補助及び交付金は、行政からの申請に対応する防犯灯設置助成金を計上いたしております。目13諸費では説明欄記載の各負担金を計上するものでございます。ほぼ、前年度同額を計上しております。次、48ページをお願いいたします。目21町庁舎建設費には、第2庁舎建設に係る事業担当職員の時間外手当及び関係機関との協議に係る旅費を計上するものでございます。52ページをお願いいたします。2枠目、目1選挙管理委員会費及び次の53ページ、目2選挙啓発費は毎年定期的に要する経費を計上いたしております。目3参議院議員通常選挙費は、令和4年度中に任期満了となる参議院議員の通常選挙執行に係る経費を前回の実績をもとに積算した額を計上いたしております。その下、衆議院議員総選挙費につきましては、廃目でございます。次、55ページをお願いいたします。2枠目、目1監査委員費は、昨年度と同様の運営内容で必要経費を計上しております。次に101ページをお願いいたします。目1消防総務費は説明欄記載の負担金を計上いたしております。上球磨消防組合負担金が689万5,000円の減額となっております。これは、整備負担金の減などによるものでございます。目2非常備消防費では、団員の報酬と消防団活動に要する経費を計上しております。節1報酬につきましては、団員

報酬の見直しにより増額となっております。節17備品購入費においては、消防ホースや消火栓格納箱の更新費用を計上しております。コロナ禍により令和4年度に延期予定であった操法大会は、令和4年度においても中止となっております。102ページをお願いいたします。目3消防施設費では、例年同様、施設の維持管理費に加え、節12委託料では、防火水槽新設工事の設計委託料、消防詰所解体工事設計委託料、消防詰所新築工事設計委託料を計上しております。また、節14工事請負費では、防火水槽の撤去工事と修繕工事費用を計上しております。節18では、消火栓新設設置の消火栓設置負担金を計上しております。目4防災管理費では、引き続き災害に強い安全で安心なまちづくりを推進し、地域防災計画を実行するための予算を計上しております。令和4年度におきましては、103ページをお願いいたします。節10需用費の消耗品では、ブルーシートや土のう袋購入費を計上しております。節13使用料及び賃借料の説明の欄、1番下の行では、現在保有しております防災物資の保管場所として防災物資を保管する倉庫の借上料を計上しております。次の節17備品購入費は、防災対策として簡易組立てベッドや仕切りパーテーション、ユニット型の防災倉庫や、節18負担金補助及び交付金では、2行目の断水時の飲料水を確保するための貯水機能付給水管設置工事に係る負担金、その下の行は、町防災土会への活動補助金、その下の行では、町の指定避難所にマンホールトイレを設置する際の施設の管渠の耐震診断業務委託負担金、その下は、指定避難所にマンホールトイレを設置する工事の実施設業務委託負担金を計上しております。次に、給与費明細につきまして説明いたします。124ページをお願いいたします。まず、特別職における給与費明細でございます。各区分の職員数、給与費の総額及び前年度との比較は、表に示すとおりでございます。次、125ページをお願いいたします。一般職でございますが、会計年度任用職員以外の職員を記載するものでございます。126ページをお願いいたします。この総括表は会計年度任用職員の給与費の額を記載するものでございます。127ページをお願いいたします。給与及び職員手当の増減額の明細は前年度からの増減を事由別に分類し、記載するものでございます。128ページをお願いいたします。128ページから130ページまでは、給与及び職員手当の状況につきまして各表に定める事項を記載するものものでございます。以上で総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 土肥会計管理者。

●会計課長（土肥 克也君） 次に、会計課所管分を説明いたします。26ページをお願いいたします。歳入でございます。2枠目の目2利子及び配当金は、各基金における運用利子を計上しております。基金の運用は、説明欄の林業振興基金からまちづくり基金までの一般会計基金と特別会計基金とを一括して運用するものでございます。令和4年度の運用益の総額は、特別会計含めまして2,205万5,000円と見込み、その総額を各基金の1日当たりの現在高により配分する額をそれぞれ基金利子として計上しているものでございます。28ページをお願いいたします。下から二つ目の枠、目1町預金利子は、支払い準備金に余裕のある現金を短期の定期預金で運用しており、昨年度と同額を計上しております。次29ページをお願いいたします。2枠目、最下段の目4雑入の説明欄の一行目、各種保険料控除事務手数料は、職員の給与から各種保険料を控除する事務手数料として保険会社から受け入れるものでございます。次に、歳出を説明いたします。34ページをお願いいたします。総務費の目1一般管理費には、節10需用費の消耗品費371万7,000円のうち110万円。印刷製本費120万1,000円のうち、81万6,000円を庁用の用度管理分として計上するものでございます。37ページをお願いいたします。最下段の目5会計管理費は、会計業務に係る予算を計上しており、会計課職員の給与費のほか、主なものとして次のページ38ページをお願いいたします。節11役務費に金融機関における町税等の口座振替、または窓口収納に係る手数料を、節13使用料及び賃借料に、入出金管理事務で使用するネットバンクサービスの使用料を計上しております。次の節18負担金補助及び交付金には、指定金融機関から会計課窓口が発出されている職員の人件費に係る負担金を

計上しておりますが、派出職員の現状を踏まえた見直しにより、令和3年度までの負担金150万円から増額し、計上するものでございます。以上で、会計課所管分を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 船津企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） それでは、企画政策課分について説明をさせていただきますが、説明の前に企画政策課のほうから資料の掲載についてお知らせをいたします。今、タブレットにお示ししておりますが、議案関係のフォルダのほうに総合計画に基づく実施計画を掲載しております。令和4年度から令和6年度までの3か年分を昨年度の計画をローリングをして作成しておりますので、参考に御覧いただきたいと思います。すいません。ちょっとお待ちください。ちょっとお待ちください。全部聞いている。全部消えてる。

◎議長（徳永 正道君） 暫時休憩いたします。

●企画政策課長（船津 宏君） すいません。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時47分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。企画政策課タブレットの不具合により、最後のほうに回して順番を入替えて農業委員会からお願いしたいと思います。高田農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） それでは、農業委員会所管分の当初予算について説明をいたします。まず歳入から説明いたします。19ページをお願いいたします。上の枠、中ほどの目4農林水産手数料の節1農業手数料、上段の耕作証明等手数料につきましては、農家の耕作面積の証明や、農家台帳の証明等の発行に対する手数料で1件当たり300円となっています。次に、24ページをお願いいたします。中ほどの目4農林水産事業費県補助金の節1農業委員会費補助金。説明の欄の農業委員会交付金については、農業委員会等に関する法律第2条において、農業委員会の活動を支援するものとして交付されるものです。その下の機構集積支援事業補助金ですが、これについては、担い手への農地集積集約化を推進するため、農地の貸借及び利用状況調査等に係る費用、委員の資質向上のための活動費、などに対して補助されるものです。その下の農地利用最適化交付金については、平成30年度から新たな制度に移行した農業委員会に交付されるもので、活動実績と成果実績に応じた交付金が、担い手への農地集積や遊休農地の解消活動などを対象に算定されて交付されるものです。この交付金は、農業委員の活動実績に基づいて交付される性格のものであることから、委員の報酬の能率給に充てることになります。また、今回は、タブレットの通信費用分も補助金に見込んでいます。その下の国有農地管理处分事業事務取扱い交付金については、深田地区にある国有農地に対して、その事務管理費等に対して交付されるものになります。節2農業費補助金、説明の欄、上から4行目の耕作放棄地解消緊急対策事業補助金につきましては、営農上や景観上配慮すべき耕作放棄地を解消するために補助するものです。続きまして、28ページをお願いします。最下段の枠、目2農林水産費受託事業収入、節1農業委員会費受託事業収入。説明の上段の農業者年金受託事業収入ですが、これは独立行政法人農業者年金基金から委託を受けて、農業者年金の業務を行う市町村に対して交付されるものです。その下の農業公社受託事業収入ですが、農地の売買事務等、熊本県農業公社から委託を受けて行う業務に対して交付されるものです。次に、29ページをお願いします。最下段の枠、雑入ですが説明欄下から3番目、情報活動交付金ですが、これは全国農業新聞の普及活動に対して交付されるものになります。以上で歳入については説明を終わります。次に、歳出を説明します。76ページをお願いいたします。目1農業委員会費、節1報酬の農業委員報酬は、委員26名分の報酬ですが、基本給と能率給を合わせた額となっており、農業委員会交付金と農地利用最適化交付金の額に応じた支給となっています。その下の会計年度任用職員報酬です

が、1名分については、農業委員会における窓口や電話対応、農地貸借や売買、それと毎月の総会や土地利用状況調査に関する資料作成の業務を行い、1名分につきましては、農地中間管理事業の農地の集積業務を行うもので、歳入については、農林振興課の予算で計上されております。その下のマイクロバス運転手報酬につきましては、各種農業委員の研修等における運転手の賃金です。節8旅費の費用弁償につきましては、委員の研修について、3年の任期中に1度管外研修を行うこととしており、今回はコロナ禍ではありますが、研修を計画しているものです。また、農業委員の総会や各種研修費等の費用弁償でもあります。節11役務費、1段目の通信運搬費ですが、農業委員へのタブレットの通信費等になります。3段目の遊休農地調査手数料は、遊休農地利用状況調査時に支払われるものです。節12委託料は、1段目は農地台帳システムの保守業務委託料です。2段目は、農地台帳システムから全国農地ナビ情報ヘデータを更新するための農地情報公開システム更新委託料になります。節13使用料及び賃借料ですが、1段目の機械借上料については、委員で耕作放棄地を解消したときのアーム型草払い等の借上料を見込んでいます。2段目のソフトウェア使用料は、農業委員タブレット端末を使用するために必要なソフトの使用料です。3段目と4段目の使用料は、それぞれ農地情報、農地地図情報システムの使用料と、農地台帳システムの使用料になります。次に、77ページをお願いします。最上段の枠、節18負担金補助及び交付金、説明の欄、3段目の耕作放棄地解消緊急対策事業補助金は、耕作放棄地解消農地を50アール分と見込み、解消における費用や機械借り上げ料などの経費として補助するものでございます。最後に、次の枠、目2農業者年金基金事業農業者年金事務受託事業費につきましては、歳入で説明しましたとおり、農業者年金基金からの受託事業として必要経費を計上しております。節10需用費の印刷製本費では、農業委員会だよりを年2回、6月と12月に発行している経費になります。以上で、農業委員会所管分の令和4年度当初予算についての説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。それでは、農林振興課所管分の御説明を申し上げます。17ページをお願いいたします。歳入になります。目1農林水産事業費分担金、節1農業費分担金の町営土地改良事業受益者分担金は、令和3年度から実施し繰越しをお願いしております須恵神代地区揚水ポンプの入替え工事に伴う工事分担金になります。また、節2農地等災害復旧費分担金は、歳出に計上しております令和2年7月豪雨における復旧の変更見込み分に対応した受益者分担金になります。18ページをお願いいたします。目4農林水産使用料、農業施設使用料は、農林振興課で管理をしております四つの農業施設の収入見込額とあざぎり葉草合同会社からの葉草加工場使用料となっております。次に19ページをお願いいたします。目4農林水産手数料、節1農業手数料で、農業振興地域証明手数料として、50件分の手数料を計上した、しております。またその下の林業手数料ですが、町有林への入山手数料となります。21ページをお願いいたします。最下段、目5農林水産施設災害復旧費補助金の農地等災害復旧費補助金は、令和2年7月豪雨に係る災害復旧事業を、再び繰越しをして復旧を行いますが、現契約分しか繰越しができないため、変更見込み分として計上するものです。また林業施設災害復旧費補助金は、令和2年7月豪雨により被災した林道大平線と、それから令和3年7月豪雨で被災した榎田大川筋線の補助金を受け入れるものです。24ページをお願いいたします。目4農林水産業費県補助金、節2農業費補助金の農業制度資金利子補給費補助金、それから中山間地域等直接支払い制度推進費補助金、それから中山間地域等直接支払い交付金につきましては、実績予定額で計上をしております。次の農業次世代人材投資事業補助金につきましては、個人7名、夫婦4組の補助金と事業推進費を含め計上をいたしております。また経営所得安定対策推進事業補助金は、地域再生協議会の事務費となりますが、実績に基づき歳出と同額を計上しておるところです。次の多面的機能支払い制度推進費補助金につきましても、事務に要する補助金ですが、実績に基づき計上いたしておるところです。また多面的機能支払い交付金につきましては、国2分の1、県4分の1を合わせた4分の3の額を計上して

おるところです。次の環境保全型農業直接支払い推進補助金は、事務費分となります。また、環境保全型直接支払い交付金は、環境保全効果の高い営農活動を行う団体への交付金で、カバークロップ、それから堆肥の使用、有機農業などの取組に対するものを受け入れるものとなります。次の水田産地化総合推進事業補助金は、主食用米生産状況の把握や、米政策の新たな仕組みの周知などを推進するものと、産地戦略作成における土地利用計画や、地域振興策の調整など事務を進めるものとなります。また、農業農村整備事業推進交付金は、団体事業における清水地区排水路改修に伴い、国県分、県補助分を受け入れるものです。また、農業制度資金保証料助成費補助金は、農業者が借入れた新型コロナ対策緊急支援資金などに対する保証料につきまして、県補助分を県負担分を受け入れるものです。25ページをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。それでは25ページをお願いいたします。最上段の田んぼダム協力支援事業補助金は、令和3年度から県主体となって実施されておりますが、県の補助金を計上したものです。また、次の葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業費補助金につきましては、国の令和3年度補正予算対応の補助事業で、事業の目的といたしまして、葉たばこ廃作農地を対象とし、農地が耕作放棄されることなく、新規作物の導入に対する取組に対して、需要のある他作物へ円滑に転換できるよう支援されるものとなります。次に、移設3林業費補助金の有害鳥獣駆除補助金は、鹿、イノシシ、猿の捕獲に対するものとなります。次、次の造林事業補助金、それから間伐等森林整備促進対策事業補助金は、例年どおりで実績見込額により計上をしておるところです。2段目の枠、目2農林水産事業費県委託金、節1農業費委託金で、2行目の国営事業継続地区推進調査委託金は、農地利用状況調査を行うものと、作物の生育等の調査経費となります。3段目の枠、目1不動産売払い収入、節2その他不動産売払い収入の素材生産収入は、町有林の間伐等の売払いにおける素材生産収入を見込んだものとなります。28ページをお願いいたします。最下段の枠目1農林水産費受託事業収入で、次のページをお願いいたします。最上段、節2の農地中間管理機構受託事業収入は、農地中間管理機構から事務を委託しておりますけれども、27万円を農林振興課の事務費として残る242万円を農業委員会の事務費として受け入れるものです。下段の枠、目4雑入で、中ほどの薬草加工場光熱水費につきましては、あさぎり薬草合同会社が薬草加工場を使用する際の施設、光熱水費の負担分を受け入れるものです。30ページをお願いいたします。目3農林水産業債の農業施設除却事業債は、所管する施設の解体のための設計委託及びアスベスト調査に伴うものとなります。また、節2川辺川総合土地改良事業債につきましては、令和4年度末をもって事業の完了及び償還が始まりますが、町の負担金に伴うものとなります。31ページをお願いいたします。目8災害復旧事業債の節1の林業施設災害復旧事業債は、林道大平線及び榎田大川筋線復旧にかかるものになります。44ページをお願いいたします。歳出になります。なお、歳出につきまして、主なもの、新たなものについて説明をさせていただきたいと思います。最下段の目14基金費、節24積立金で、次のページをお願いいたします。上段の林業振興基金積立金は、会計課長より説明のあった債券運用分を積立てするものです。その下の森林環境譲与税基金積立金につきましては、町に交付される森林環境譲与税から令和4年度に支出が見込まれる事業費分を差し引いた残額を基金へ積み立てるものとなります。47ページをお願いいたします。目19地域おこし協力隊費ですが、本年度計上されている予算経費のうち、所管分の現在農業支援センターにおいて従事をいただいております1名分の

経費、9か月分を計上しております。次に、77ページをお願いいたします。目3農業総務費になります。ここには職員の人件費や各種負担金を計上しておりますけれども、節18負担金補助及び交付金につきましては、おおむね例年どりの負担額ということになっております。次のページをお願いいたします。目4農業振興費になります。ここでは、需用費、委託料、各種補助金等を計上しております。節7報償費の農業経営診断結果検討会謝金は、節12委託料の農業経営診断委託料として、過去2年間の提言のまとめや提言内容を踏まえた農業経営改善のための具体策の検討ほか、ワークショップ等の開催などを予定しておりまして、これらから抽出された問題点や将来へ向けた農業に関する検討会などを予定しておりまして、外部有識者9名の方への謝金となります。79ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金のあさぎり地域農業振興協議会負担金は、JAと折半し活動をいたしているものでございます。それから、制度資金利子補給費補助金は、新型コロナ対策や令和2年7月豪雨により必要となった資金の借入れに対するもので、実績見込額により計上しているところです。また農業共済掛金補助金、それから有機農業推進補助金は、町の単独事業として関係農家へ支援するものです。それから農業振興事業補助金としまして、新たな農業機械施設整備の補助事業として2,000万円と国の農業次世代人材投資事業に該当しない親元就農者などを農業を開始した方々への支援事業として1,800万円。それから、生産経費の補填を行う補助金として大豆の種子代の補助とライスセンターの乾燥調整の半額を補助するもので、304万円を計上しております。次に、獣害対策事業補助金は、町の単独事業として、農家の方が実施する電気柵などの整備に対し3分の1の補助により実施するものです。また、農業次世代人材投資事業補助金は、新規就農者に対する補助金として、歳入で説明申し上げましたが、個人7名夫婦4組分を計上しているところです。また地域の話合い推進補助金につきましては、本年度は新型コロナの影響で実施できませんでしたが、農政の核となる人農地プランの精度をさらに高めるため、地区での話合いを推進する際の参加農家への補助金となります。また農業支援センター運営費負担金につきましては、引き続き大型特殊免許など農業関連に係る免許取得補助とそれからバックホウの運搬車及び除草作業等を効率よく行うため、オフセットシュレッダーの購入を含む部分で、運営費と合わせ予算を計上しておるところです。なおこの財源につきましては産業活性化基金を活用するものとなります。また、農業制度資金保証料助成費補助金は、令和2年度から新型コロナウイルス緊急支援資金など資金の借入れで必要となる保証料を県と町で一对一の割合で補助するものになります。次の葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業費補助金についても、歳入で説明を行ったところですが、8件の農家において土壌分析、それから堆肥の散布の取組、それから機械の導入、それから施設の導入に対して補助するものとなります。次に、目5農業経営基盤強化促進対策事業費です。総合農政推進協議会、総合農政協議会を年2回予定しておりますけれども、36名分の経費を計上しております。また節18負担金補助及び交付金の認定農業者協議会補助金及び認定農業者女性の会補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響下における、令和3年度の活動実績と予算を勘案した額での計上としております。次に、目6農業後継者育成費です。報償費から役務費及び備品購入費については、昨年度より実施をしておりますあさぎり中農業体験ラボの経費を計上しておるところです。80ページをお願いいたします。節12学童農園委託料と節13学童農園土地借上料は、農協青壮年部あさぎり支部で各小学校単位で借り上げた農地へ農作物を作付管理を行っていたいており、その委託料と土地借上料を計上しているものです。また節18農業女性の会補助金につきましては、認定農業者協議会、それから認定農業者女性の会同様、活動実績と予算を勘案し計上をいたしておるところです。次に、目8水田農業経営確立対策事業費になります。水田活用に係る推進費などとなっております。節1報酬の水田営農推進協議会委員報酬は、全体会を2回、それから作付確認の現地調査1回の経費を実績に応じ計上をしているところです。それから節18負担金補助及び交付金で、地域農業再生協議会補助金につきましては、県補助金を経営所得安定対策推進事業を補助金として受入れ、同額を推進費補助金と

して地域農業再生協議会へ支出するものとなります。次の需要適合生産推進事業費補助金は、歳入で説明をいたしました水田産地化総合推進事業補助金から17万4,000円を再生協議会の推進事務費として支出し、産地戦略作成における土地利用計画や、地域振興策との調整などを検討するものです。次に、目9農業施設管理費につきましては、農林振興課で所管しております町内の農業施設、農業公園等の管理経費と薬草加工場の管理経費も含め予算を計上しております。81ページをお願いいたします。節12委託料で、5行目の設計委託料及び最下段のアスベスト調査委託料は、公共施設総合管理計画の個別施設計画に基づき、令和4年度において、五つの施設の解体の設計業務委託とそれからアスベスト調査委託を行うものとなります。また、農産加工センター指定管理委託料と、岡原農産物処理加工施設指定管理委託料につきましては、契約額で計上をするものです。また天子の水公園管理委託料は、天子の水公園を守る会に対する年間管理委託料となります。また、節14工事請負費は、農産加工センターにおける照明器具機器について、水銀灯からLED電球への改修、それから寺池親水公園における老朽化した栈橋の部分撤去、それからトイレ併設の農村公園における木柵の修繕、また天子の水公園におけるトイレ及び東屋の修繕等になります。また節17備品購入費は、やっтар館におけるAED本体の更新、と農産加工センターにおける豆乳製造機の更新になります。次に、目10畜産事業費になります。前年度予算並みの計上となっております。82ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金で、下から3行目の畜産振興事業補助金につきましては、優良家畜導入保留事業や、ヘルパー事業など、全体の予算額は前年度と同額として計画をしているところです。次の目11農地中間管理事業費につきましては、各地域において、地域の話合いを新たな視点実質化の精度を上げる目的で開催をすることとしておりまして、財源を農地中間管理機構からの受託金としているところになります。また、目12農業振興地域整備促進事業費につきましては、農業振興地域整備促進協議会を開催し、農業振興地域の計画策定変更などを行っておりまして、年2回の会議を計画しているところです。次の目13中山間地域等直接支払い制度事業費につきましては、あさぎり町内40集落で中山間地域直接支払い制度に取り組まれておりますが、推進協議会の委員の報酬と交付金の予算を計上しているところです。節18負担金補助及び交付金は、中山間地域等直接支払い交付金を交付対象農用地に係る予算を計上しております。次に、目14多面的機能支払い制度事業費になります。83ページになります。予算につきましては、推進補助金を使った事務費と交付金になります。節18負担金補助及び交付金の多面的機能支払い交付金の農地維持資源向上それから共同交付金と資源向上の長寿命化交付金は、町を一本化し、広域協定運営委員会により事業を進めており、農業支援センターが事務を受託しております。また現地確認支援システム負担金につきましては、土地改良連合会のモデル事業として平成29年度からタブレットを端末を使い、農地の確認を行っているところです。次に、目15環境保全型農業直接支払い制度事業費です。この事業は取組が見込まれる化学肥料、化学合成農薬を県の慣行レベルから原則5割以上低減し、あわせて緑肥の作付や堆肥の使用、有機農業就業への取組を予定している18件の活動に対し、節18負担金補助及び交付金に計上いたしているところです。次に、目16農地になります。節10需用費の修繕料は、農業用排水路や農道の維持管理など、修繕が必要となるものに対して計上をしているところです。次の節12委託料は、団体事業で行う清水地区排水路改修工事、設計委託料などを計上しております。次に節13機械借上料は、土砂だめ等のしゅんせつのための3か所分の予算となります。また、節14工事請負費につきましては、清水地区排水路改修工事と単独事業分を含む工事請負費になります。84ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金の土地改良連合会負担金の一般負担金と特別負担金、及び農道台帳農道管理台帳負担金となります。その下の土地改良区負担金につきましては、四つの土地改良区におきまして水路の維持管理や防災機能などを含めて負担しているところです。また、熊本県農業農村整備推進交付金は、百太郎が取り組む団体事業として上北地区の分水ゲート2か所の改修、それから幸野溝が取り組まれる岡麓地

区の監視カメラと遠隔操作システムの設置に伴う町の負担分となります。次の田んぼダム協力支援事業助成金につきましては、歳入で説明をいたしました令和3年度から県主体となって実施されるものに対し、県の実施要綱に基づき、補助金を交付するものです。次に、目17川辺川総合土地改良事業費になります。節18負担金補助及び交付金の川辺川土地改良区運営費補助金は、平成30年度より関係市町村の造成団地の農用地面積の割合で補助するもので、賦課面積181.3ヘクタールのうち、あさぎり町は55ヘクタールとなっております。また国営造成団地、畑地かんがい緊急対策事業補助補助につきましては、湯ノ原団地、諏訪団地、阿蘇諏訪団地、それから加茂団地に設置しておりますポンプの電気代の一部として補助しているものとなります。また国営川辺川土地改良事業負担金につきましては、令和4年度末をもって事業の完了となりますが、令和4年度中に土囊という形で全体額の9割分の支出を行うものとなります。6ページをお願いいたします。目1林業総務費になります。ここには主に人件費、町有林の管理業務委託料と、それから林業関係の団体負担金を計上しておるところです。節1の会計年度任用職員報酬は、森林経営計画が認定されていない私有林所有者に対し、今後の経営方針の意向を確認し、経営管理を町へ委託したい所有者等に新たな森林管理システム実施の意向調査を行うため、会計年度任用職員1名の経費を引き続き計上しておるところです。次に節12委託料、町有林管理業務委託料は、球磨中央森林組合に町有林管理業務を委託している経費となります。現在、委託する監視員は9名となりますが、町有林の管理に係る面積は3,681ヘクタールとなっているところです。また、森林台帳システム保守委託料は、森林の土地所有者や林地の境界に関する情報などを整備、公表するためのシステム保守費用となります。また、出生祝い用木製品増頭作成委託料は、森林環境譲与税を活用し、木材利用促進と木と触れ合い、触れ合い、興味を持っていただくことを目的に、木工加工の事業を手がけられている町内在住者及び町内出身の方に、木工製品を製作いただきまして、出生届があった際に令和2年度より提供することとしているものです。また木製額縁制作委託料につきましても、金婚式を迎えられた方々へ表彰状を入れて送ることとしております。次の節18負担金補助及び交付金は、会費や負担金を計上しているところです。87ページをお願いいたします。中ほどの緑の少年団助成金は、上小学校、岡原小学校、須恵小学校の三つの緑の少年団に対する助成金で直接交付される県の補助金6万円と町、助成金と合わせ、活動いただいております。また球磨中央地区林業活性化協議会負担金は、平成30年度から令和2年度までの3年間スマート林業構築実践事業を管内4市町村と森林組合などで組織され、管内の森林について航空レーザー測量を実施し解析を行い、伐採や林道開設の省力化や需給のマッチングなどによる流通システムの簡略化を図る目的で、関係市町村と森林組合で負担し、協議会の運営を行うものです。次に、目2林業振興費、節18負担金補助及び交付金のシイタケ生産促進事業、補助金は、原木や種駒の購入に際し2分の1の助成を行うもので、近年の実績に基づき計上したものです。林業活性化協議会補助金は、町の林業を初め産業が活性化するための活動を行っているもので、町産材を使った新商品の開発や手仕事展の開催など定期的な会合を行いながら事業を行っているところです。また市森林山村多面的機能発揮対策事業負担金は、令和3年度、昨年9月に補正をお願いした事業ですが、事業内容として荒廃が進む竹林、里山の保全管理や資源を活用するための活動組織に対して支援されるもので、令和3年度から令和5年度まで要望のあった箇所を整備するあさぎり町放置竹林再生協議会に対し、国県の補助とあわせて町の支援を行うものとなります。次に目3公有林整備事業費になります。町有林の伐採、下刈り人工造林などを行う経費の経費が、経費の計上が主なものとなります。昨年度との比較におきまして、造林事業において、第2位庁舎建設に係る伐採について3ヘクタール分、予備として2ヘクタール分、合計5ヘクタールを計画しているところです。節11役務費の組合手数料は、販売予定金額の5%、それから市場手数料は、素材販売額の6%、また、節12委託料の素材生産委託料、造林委託料の合計で、1億2,000万を予定しており、歳入側で素材生産売払い収入と造林事業補助金を合わせますと、1億2,800万円を予定してお

り、その差額が800万円を見込んでいるところです。次に88ページをお願いいたします。上段の造林事業補助システム保守委託料は、林業事業補助金申請のためのソフトウェア保守料となります。それから、節16公有財産購入費は、深田地区、深田の荒茂地区の分収林の買上げとなっております。地元からの要望により合計5.42ヘクタール分を買い上げるものです。なお、購入単価につきましては、近隣地域の平成25年度内山分収林、それから平成26年度小枝分収林の単価として予算を計上しているところです。次に、目4林道維持費になります。節10需用費の修繕料は、森林環境譲与税を活用し、林道の路面の破損が著しい箇所を保全するものとなります。次に、節11役務費の林道システム保守料は、町内総延長119キロに及ぶ林道台帳の保守料となります。また、節13使用料及び賃借料の機械借上料は、林道の保守的な路面補修や崩土風倒木等の撤去に係る機械借上料となっております。次に目5鳥獣被害防止事業費です。あさぎり町内の鳥獣駆除隊に対しまして支援を行い、町内の鳥獣被害防止に努めている予算となります。節18負担金補助及び交付金の有害鳥獣駆除補助金は、町内に五つの駆除隊がありますので、その駆除隊に対する補助金となります。また、有害鳥獣被害防止対策協議会補助金につきましては、町で設置しております有害鳥獣被害防止対策協議会への補助金となります。また有害鳥獣捕獲補助金は、鹿1万円、イノシシ9,000円、サル5万円、カラス、アナグマ各1,000円を捕獲頭数に応じ交付するものとなります。89ページをお願いいたします。目1水産業総務費となります。球磨川漁協稚魚放流事業委託料としまして30万円を計上しております。町内の小・中河川の上流にヤマメの稚魚の放流をお願いしておりますので、その委託料となります。122ページをお願いいたします。2段目の目1農地災害復旧事業費の節14工事請負費は、令和2年7月豪雨災害の復旧を令和2年度から繰越して行っておりますが、本年度中にも完了できないため、本体工事契約分について事故繰越において対応することとしております。歳入で説明をしましたとおり、これらの変更分の変更見込み分の計上をお願いするものです。次の目2林業施設災害復旧費、節14の工事請負費は、令和2年度災害箇所の林道大平線分とそれから令和3年7月災害箇所の榎田大川筋線分の工事費となります。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 山口商工観光課長。

●商工観光課長（山口 和久君） はい。それでは、商工観光課分を御説明いたします。歳入です。17ページをお願いいたします。2枠目、3段目、目3、節1ふるさと市町村圏事業負担金は、人吉球磨観光地域づくり協議会の事業への財源として受け入れるものです。18ページをお願いいたします。5段目、目5、節1商工施設使用料は、商工コミュニティーセンター使用料及びJAくまあさぎり支所免田店の家賃収入として受け入れるものです。27ページをお願いいたします。3枠目、5段目、目5、節1産業活性化基金繰入金は、農業支援センター運営費1,739万9,000円。商工業振興補助金1,500万円の財源として基金より繰り入れるものです。29ページをお願いいたします。2枠目、4段目、目4、節12行目の商工コミュニティーセンター電気料は、くま川鉄道及びJAくまあさぎり支所免田店より電気料として受け入れるものです。同じく下から2行目、人吉球磨観光地域づくり協議会派遣職員負担金は、令和3年度に本町より派遣しております職員分で、人吉市を除く8町村より負担金として受け入れるものです。次のページ30ページをお願いいたします。4段目、目4、節1販路拡大事業債は、ふるさと振興社で実施します販路拡大事業への財源として借り入れるものです。続きまして、歳出になります。44ページをお願いいたします。主なものを説明いたします。3段目、目14、節245行目の産業活性化基金積立金は、歳入で受入れます利子等を基金へ積み立てるものです。89ページをお願いいたします。2枠目、目1、節1と節8の費用弁償は、令和4年度より主にあさぎり駅及びおかどめ幸福駅周辺整備計画への推進委員会報酬及び費用弁償として計上しております。同じく最下段で、節12土地鑑定委託料は、あさぎり駅前整備に伴う用地取得のための鑑定委託料で、購入後の用途は、道路整備を計画しているものです。次のページをお願いいたします。最

上段の節12くま川鉄道沿線等基本構想委託料は、主にあさぎり駅及びおかどめ幸福駅鉄道沿線や周辺整備の基本構想を作成する業務委託として計上しております。次に、節18で中ほどになりますが、地域イベント等補助金は、例年より減額となっておりますが、夏まつりの分を令和4年度は秋に医療従事者への感謝を込めて祭りを計画しており、現在、協議を進めておりますので、その予算は6月議会での計上を予定しております。その下、販路開拓強化事業補助金は、ふるさと振興社で実施します販路開拓事業として交付するものです。二つ下でおまけつき商品券発行事業補助金は、コロナ禍により落ち込んだ経済を少しでも安定するための事業費を増額して取り組むこととしております。財源は、臨時交付金の財源を使用いたします。その下、商工業振興補助金は、昭和4年、すいません令和4年度より上限を50万円に増額し、さらなる商工業の振興を図ることを目的に計上しております。2段目目2、節102行目電気料は、商工コミュニティーセンター、くま川鉄道、JAくまあさぎり支所免田店や商店街街路灯の電気料分を計上しております。二つ下、修繕料につきましても、商工コミュニティーセンターや商店街街路灯の修繕分を計上しております。次のページをお願いいたします。1枠目、節12、一行目、施設管理委託料は、商工コミュニティーセンターで平日は午後5時から午後10時、土日祝日は午前8時30分から午後10時までの施設管理を委託するものです。2枠目、目1、節10の1番下の修繕料は、観光施設、ビハ公園、おかどめ幸福売店、谷水薬師売店等の修繕料で、令和3年度の実績見込みで増額して計上しております。最下段で、節12、一行目、おかどめ幸福駅売店の指定管理料で、令和3年度より5年間で契約しておりますが、令和4年度が2年目となります。次のページをお願いいたします。1番上のビハ公園キャンプ場指定管理で、平成31年度より5年間で契約しております。令和4年度が4年目となります。その下、谷水薬師休憩場管理では、保存会へ委託しておりますが、紅葉の時期や紅葉の時期の増員分や、駐車場の対応として昨年より33万2,000円を増額しております。6行目、黒田ハウス解体撤去は、令和2年度までは花づくりを行い、令和3年度では地域おこし協力隊で使用しておりましたが、令和4年度中に使用目的がなくなりますので、撤去することで計上しております。3段目、節17では、あさぎり幸福駅売店に防犯等の理由により防犯カメラを1台設置することを計画しております。4段目、節18で、1番下、人吉球磨観光地域づくり協議会負担金は、令和4年度に実施される事業の町負担分となります。2枠目、目1、節1、2行目の定住対策支援職員報酬は、結婚対策のほか、施設管理等をお願いする会計年度職員1名分を計上するものです。次のページをお願いいたします。1枠目、節18で5行目、定住促進奨励補助金は、令和3年度実績見込みを参考に増額して計上しております。最後になりますが、1番下、球磨郡結婚対策推進協議会は、旧町村で組織し、婚活イベントを実施するための負担金として計上しております。これで、商工観光課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 建設課所管分につきまして説明いたします。18ページをお願いいたします。歳入でございますが、目6土木使用料、節1住宅使用料につきましては、住宅管理戸数404戸における町営住宅使用料及び浄化槽使用料の見込みを計上しております。21ページをお願いいたします。目4土木費国庫補助金、節1土木管理費補助金で、住宅建築物安全ストック形成事業補助金につきましては、個人住宅における耐震化への支援として補助金を交付するものに対しての補助分を計上しております。次の節2道路橋梁費補助金につきましては、歩道整備、舗装補修、橋梁補修、通学路安全対策、法面对策及び自転車道整備事業における補助金を計上しております。次の節3住宅費補助金につきましては、町営住宅の長寿化対策としての平和団地の改修工事に伴う補助金になります。次の段で目5災害復旧費補助金ですが、次の22ページをお願いいたします。節2公共土木施設災害復旧費補助金につきましては、令和3年度に発生しました町道及び河川の災害復旧工事を令和4年度において実施することとしましてその補助金として計上しております。2枠目の目3土木費国庫委託金、節1土木管理費委託金につきましては、球磨川の樋門19か所の

管理委託金として受け入れるものです。25ページをお願いいたします。1 枠目の目5 土木費県補助金、節1 土木管理費補助金につきましては、国庫補助金と同様に、個人住宅における耐震化への支援に対する補助金を計上しております。2 枠目の目2 農林水産事業費県委託金、節1 農業費委託金で、清願寺ダム管理委託金につきましては、管理経費として所要額の2分の1を受け入れるものです。次の目3 土木費県委託金、節1 河川費委託金につきましては、県管理河川の堤防除草の委託金として受け入れるものです。30ページをお願いいたします。目5 土木債、節1 道路橋梁債につきましては、歩道整備や道路改良舗装補修事業などの財源として、合併特例債、緊急自然災害防止対策事業債を活用して借り入れるものです。次の節2 河川債につきましては、町管理河川のしゅんせつ工事や、河川改修計画に要する費用の財源として、緊急しゅんせつ推進事業債、緊急自然災害防止対策事業債を活用して借り入れるものです。次の31ページをお願いいたします。目8 災害復旧債、節2 公共土木施設災害復旧事業債につきましては、道路と河川における災害復旧事業の財源として借り入れるものです。85ページをお願いいたします。歳出でございますが、目18 清願寺ダム管理費につきましては、ダムの管理に要する費用になりますが、主なものとしましては、節12 委託料で機械設備の保守点検や清掃、観測業務の費用を計上しております。節17 備品購入費につきましては、管理用のボートが老朽化により使用できない状況にありますので、ボート一艘を更新するものです。節18 負担金補助及び交付金で、清願寺ダム防災事業負担金につきましては、単県事業で実施されます堆積土砂の測量における負担金として、事業費350万円の50%で175万円を計上しております。清願寺ダム農地等災害復旧事業負担金につきましては、令和2年7月豪雨で堆積した流木と土砂の撤去に要する事業が、令和8年度まで実施されますが、令和3年度分の負担金としまして事業費3億550万円の0.1%で、30万6,000円を計上しております。93ページをお願いいたします。2 枠目の目1 土木総務費につきましては、職員給与等会計年度任用職員の報酬などを計上しているほか、住宅の耐震化促進に関する補助金を計上しておりますが、次の94ページをお願いいたします。節18 負担金補助及び交付金で、住宅建築物安全ストック形成事業補助金につきましては、個人住宅における耐震化支援として国県の補助を受けまして交付するものですが、耐震診断を10件、耐震改修を1件、改修設計管理を1件、耐震診断から耐震改修までの総合的補助を4件、危険ブロック塀の撤去を1件、以上を見込んで計上しております。次の目2 環境整備資材等支給事業費につきましては、住民協働事業に伴う支出としまして、道路や水路などの生活環境の改善に、地域住民の皆さんが取り組んでいただくときの費用になりますが、例年同様の予算を計上しておりまして、主なものとしましては、節13 使用料及び賃借料で、作業時に必要となる機械借上料、それから節15 原材料費で、道路舗装に要する生コンなどの材料費を計上しております。次の枠の目1 道路橋梁総務費、節12 委託料につきましては、道路台帳を修正するものですが、令和3年度に行いました道路改良などで変更が生じた分を修正するものになります。節18 負担金補助及び交付金につきましては、各種協会や期成会の負担金になりますが、4行目で県工事負担金につきましては、県道小枝深水線の道路改良、と国道219号の側溝整備に伴う負担金としまして、事業費の15%を負担するものになります。次の95ページをお願いいたします。目2 道路維持費、節3 職員手当等の時間外勤務手当につきましては、台風による倒木処理や豪雨災害への休日における対応分として計上しております。節10 需用費につきましては、道路維持作業における消耗品や、公用車の燃料費、町道や公用車の修繕料になります。節11 役務費で、産業廃棄物処理手数料につきましては、道路維持作業で発生しました木材やコンクリートアスファルトがらの処分の手数料になります。登記手数料につきましては、道路改良に伴う所有権移転など未登記分の処理としまして、司法書士に依頼するときの手数料を計上しております。節12 委託料で、道路維持委託料につきましては、町道の除草業務を建設業者、シルバー人材センター、農業支援センターに委託するものです。調査設計委託料につきましては、舗装路面の状態を調査しまして、今後の舗装補修を計画するものです。道路施設等維持管理作業員派遣業務

委託料につきましては、作業員１０名の派遣費用になります。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中ですが、ここで休憩をいたします。午後は１３時３０分からです。

休憩 午後 ０時０１分

再開 午後 １時３０分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開します。酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） はい。それでは引き続きまして建設課所管分の説明をいたします。９６ページをお願いいたします。１行目からになりますが、節１３使用料及び賃借料で、機械借上料につきましては、道路維持補修時の建設機械の借上料になります。次の仮設資材リース料につきましては、道路損壊の応急措置における敷鉄板のリース料になります。節１４工事請負費につきましては、橋梁補修工事５件、舗装補修工事７件、法面改良工事１件、自転車道整備工事１件、道路維持工事９件の工事を予定しているものです。節１５原材料費につきましては、町道の維持管理における補修材料としまして、舗装補修材、側溝の蓋などの資材を購入するものです。節１７備品購入費につきましては、刈払機３台を更新するものです。節２６公課費につきましては、公用車車検時の重量税５台分になります。次の目３道路新設改良費、節１２委託料につきましては、柳別府岡原線と鷺巣村中山本線の道路改良のための設計委託になります。節１３使用料及び賃借料につきましては、工事实績情報システムでありますコリンズの使用料のほか、積算業務に使用するデータやシステムのリース料を計上しております。節１４工事請負費につきましては、上村岡原線、薬師堂線、須恵深田線の改良工事を予定しているものです。節１６公有財産購入費につきましては、薬師堂線の用地取得分になります。次の目４道路改良費につきまして、次の９７ページをお願いいたします。節１２委託料につきましては、歩道整備で岡原免田線における補償鑑定と、通学路の安全対策で免田中央通り線の交差点部の改良の設計を行うものです。節１４工事請負費につきましては、歩道整備で古町永才線、黒田古町線、岡原免田線、永宮７６号線の４路線、それから通学路の整備で、下里永峰線の改良工事を予定するものです。節１６公有財産購入費につきましては、黒田古町線、岡原免田線、永宮７６号線の用地取得になります。節２１補償補填及び賠償金につきましては、黒田古町線での家屋の移転補償を計上しております。次の枠の目１河川総務費、節１２委託料で、樋管操作員委託料につきましては、球磨川の樋管１９か所の管理委託になります。県河川除草委託料につきましては、県管理河川７河川の除草について県から受託し実施するものです。水門管理委託料につきましては、田頭川水路の田頭川放水路の水門の管理分になります。次の９８ページをお願いいたします。節１３使用料及び賃借料につきましては、河川に堆積した土砂や流木の撤去などの機械借上料になります。次の目２河川改修費、節１２委託料につきましては、寺池地区の浸水防止対策について検討を進めるものとして、伊賀川の河川整備のための調査計画を行うものです。節１４工事請負費につきましては、町管理であります準用河川の堆積土砂をしゅんせつするもので、宮原川、岡本川、田頭川、銅山川の４河川を予定しております。次の枠の目１公園費につきましては、主に岡留公園の管理に要する費用になりますが、節１０需用費で、軽トラックと作業用機械の燃料費や遊具の修繕料を計上しております。節１１役務費で、２行目の遊具診断手数料につきましては、岡留公園の遊具の点検費用になります。次の９９ページをお願いいたします。目１住宅管理費につきましては、町営住宅の管理に要する費用になりますが、節１０需用費の５行目で、修繕料につきましては、管理する住宅が４０２戸ある中で経年劣化などにより住宅の壁や床、水回りの修繕を行うものとして修繕の実績により計上しております。節１１役務費の５行目で、建物災害保険料につきましては、町営住宅の火災保険の掛金になります。節１２委託料の２行目で、浄化槽管理委託料につきましては、４団地での浄化槽３０基分の保守点検の費用です。次の１００ページをお願い

いたします。目2住宅建設費、節12委託料の設計委託料につきましては、別府団地の改修のための設計を行うもので、管理委託料につきましては、平和団地と新堀ノ内団地の改修工事によるものです。節14工事請負費につきましては、平和団地7棟14戸、新堀之内団地3棟3戸の改修工事と、竹野団地2棟の解体を行うものです。122ページをお願いいたします。3枠目の目1公共土木施設災害復旧費、節14工事請負費につきましては、令和3年度に発生しました災害で河川2か所、道路7か所の災害復旧を行うものです。以上で建設課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 林上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは、上下水道課所管分を御説明いたします。21ページをお願いいたします。歳入でございます。目の3段目の目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金、説明の上段の浄化槽設置交付金は、個人が設置する合併浄化槽に交付する補助金で、その3分の1を国が補助するものでございます。5人槽10基、7人槽2基分を計上しております。24ページをお願いいたします。目の2段目、目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金の説明の1行目、浄化槽設置事業費補助金ですが、国庫補助と同様の合併浄化槽に交付する補助金で、その3分の1を県が補助するものでございます。令和3年度から県は新築分が補助対象外となり、単独浄化槽やくみ取りからの転換分のみ対象となっております。71ページをお願いいたします。70ページから続いております目3環境保全費でございます。節の上段の節14工事請負費につきましては、浄化槽維持管理費補助金の積算に当たり、井戸水御利用の御家庭の使用水量を正確に把握するため、対象の8件に水道メーターの設置を行うものでございます。その下の節15原材料費につきましては、ただいまのメーター設置工事に必要な計量器ボックスなどの購入費となります。その下の節17備品購入費につきましても同様に5万7,000円13万6,000円がメーター購入費でございます。その下の節18負担金補助及び交付金、説明の3行目、浄化槽設置整備事業補助金ですが、浄化槽本体の設置に対する補助を5人槽10基分、7人槽2基分、それに新設またはくみ取りからの宅内排水管の工事費にかかる補助10基分等を合わせまして640万8,000円を計上するものでございます。次の合併浄化槽維持管理費補助金につきましては、下水道処理区域外で設置されている合併浄化槽の維持管理費用が実際に使用される水道使用料で、下水道使用料金相当額を算出した場合よりも高額となる場合について、その差額を補助するものでございまして、4年目となる事業でございます。対象世帯は約370世帯、公民分館7件でございます。75ページをお願いいたします。目の中ほどの目10水道費、節18負担金補助及び交付金、水道事業会計補助金ですが、収益的収入の財源としまして、総務省通知による公営企業繰出基準相当額の繰り出しをお願いするものでございます。次の節23投資及び出資金、水道事業会計出資金でございますが、資本的収入の財源としまして主に起債の償還元金や建設事業費の財源の一部として繰り出しをお願いするものでございます。100ページをお願いいたします。下の枠の目1下水道費、節18負担金補助及び交付金、下水道事業会計補助金ですが、収益的収入の財源としまして、総務省通知による公営企業繰出基準相当額の繰り出しをお願いするものでございます。次の節23投資及び出資金、下水道事業会計出資金でございますが、資本的収入の財源としまして、主に起債の償還元金や建設改良費の財源の一部として繰り出しをお願いするものでございます。上下水道課所管分は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 船津企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい、先ほどは失礼いたしました。改めまして企画政策課所管分の説明をいたします。10ページをお願いいたします。第3表地方債です。番号17のくま川鉄道災害復旧事業です。起債の目的、限度額、起債の方法等は記載のとおりでございます。くま川鉄道の令和4年度の災害復旧事業費は、総事業費20億2,353万6,900円のうち、補助対象事業費が18億3,957万9,000円となります。うち2分の1を国費残り2分の1を熊本県と10市町村で折半をして、これを経営安定化補助金

の割合で計算したあさぎり町の負担額は、9,999万8,000円で、うち災害復旧事業債が9,990万円となるものでございます。次、20ページをお願いいたします。歳入の説明をいたします。下の枠の目1総務費国庫補助金の節3地方創生推進交付金で、これは人吉球磨観光地域づくり協議会の負担金に充てているものです。その下、節4地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金で、今回六つの事業に充てております。その下、節5デジタル田園都市国家構想推進交付金は、テレワーク拠点整備の補助金です。事業の内容については、歳出のほうで説明をいたします。続いて21ページをお願いします。1番上の欄、節7地域脱炭素移行再エネ推進交付金です。歳出で説明いたしますが、脱炭素宣言を行いまして、令和4年度にあさぎり町再エネ導入計画策定を行う財源といたします。その下の節8デジタル基盤改革支援補助金は、自治体オンライン手続推進事業の補助金です。マイナンバーカード関連のシステム導入費となります。23ページをお願いします。下の枠、目1総務費県補助金の節1総務管理費補助金。説明欄の2行目、生活交通維持活性化総合交付金です。町内の走っております路線バスの赤字補てんに対する補助金です。その下の土地利用規制等対策費補助金につきましては、国土利用法で1万平米以上の取引があった場合に県に届け出る義務がございます。その事務費の補助分です。次に、25ページをお願いします。下の枠、目1総務費県委託金の統計調査費委託金ですが、令和4年度に実施されます各種統計調査の委託金です。次、26ページをお願いします。2番目の枠、目1財産貸付け収入の節2その他普通財産貸付け収入は、説明欄、光ファイバー貸付け収入ですが、町が設置しております光ファイバー網を民間企業にIRU契約により貸付けておりますが、その貸付け収入です。1番下の枠の最下段、目2物品売払い収入は、テレビ放送の難視聴対策として行っている機器の売払い収入になります。27ページをお願いします。上から2番目の枠、目1指定寄附金で、説明欄上段のふるさと寄附金です。昨年度のふるさと寄附金の見込みで2億5,000万円を超えておりますので、2億100万円計上しております。その下の企業版ふるさと寄附金につきましても、令和3年度に1,000万ほどの寄附がありましたので、おおむね同額を計上しております。下の枠の繰入金の2段目の欄で、目2まちづくり基金繰入金の節1まちづくり基金繰入金、昨年度と同額を計上しております。その下の目3ふるさと基金繰入金につきましては、昨年度と同額の1億3,000万円を繰入れ、寄附者の御意向に沿うように早期に活用したいと考えているところです。その下、目4まちひとしごと創生推進寄附金、まちひとしごと創生推進基金繰入金は、企業版ふるさと寄附金から勘案した額を計上しております。今、説明をいたしました基金の使い道、使途につきましては、今お示ししました基金の充当一覧表に掲載をしておりますので、参考までに御覧いただければと思います。次、29ページをお願いいたします。下の枠の4段目で、目4雑入の説明欄、上から3行目くま川鉄道再生協議会派遣職員人件費負担金です。あさぎり町から派遣している職員分について、関係町村からの負担金受入れ分となります。次に、31ページをお願いします。目8災害復旧費の節3その他公共施設公用施設災害復旧事業債で、くま川鉄道災害復旧事業費のあさぎり町分が、9,999万8,000円となり、うち9,990万円を災害復旧事業債とするものでございます。続きまして歳出でございます。33ページをお願いいたします。歳出につきましては、主なものを説明をいたします。職員分の給料手当等は総務課からまとめて説明がありましたので省略いたします。33ページの下枠、目1一般管理費の節1報酬の一部、それから節3職員手当等から34ページにかけまして、節4共済費とそれから節8旅費の費用弁償等が町長公用車の運転手分会計年度職員分となります。同じく節8旅費の普通旅費のうち187万1,000円は、町長副町長分の旅費となります。その下、節9交際費は、町長交際費です。その下、節需用費には、町長が使用する消耗品、町長が行う渉外費としての食糧費お樽代などが含まれております。その下の節11役務費の広告料は、町として新聞広告等を打つ場合の経費を計上しております。36ページをお願いします。中ほど下の目3文書広報費ですが、節10需用費で、印刷製本費を計上しております。広報あさぎりの印刷経費となります。節11役務費には、

町で管理しているドローンの経費を計上しております。講習の受講費や機体の点検、保険料などとなっております。その下、節12の委託料のホームページ管理委託料は、町のホームページのサーバー等を含む管理委託料となります。その下、メール配信システム委託料は、これまで無料で使えていたメール配信システムの使用期限が終了いたしますために、代替のシステムを導入するものであります。次、40ページをお願いいたします。中ほど下の欄、目7企画振興費でございます。主に企画部門の人件費、各種負担金等を計上しております。節1の報酬、まちづくり審議会委員報酬は、20名で地域の課題の調査、外部評価などで3回の会議を計画しております。会計年度任用職員は、職員の産休の代替職員分です。地域公共交通会議委員報酬につきましては、主にデマンド交通の停留所やルート変更等の会議を予定しております。41ページをお願いします。上から3番目の節10需用費の消耗品ですが、町内の団体に理科パートナーをお願いをしております、町が管理する公共施設等の美化活動をしていただいております。現在10団体ありまして、そちらに係る経費となります。節12の委託料で、総合計画作成業務委託料は、トータルシステム診断結果を受け、財団法人に作成手法を一部業務委託して町の総合計画を策定するものです。その下の再エネ導入計画策定業務委託料は、歳入で説明いたしました環境省の補助事業である地域脱炭素再エネ推進交付金を財源といたしまして、あさぎり町再エネ導入計画策定業務委託を行うものです。ゼロカーボンシティ宣言を受けて取り組むもので、この計画を策定することで、カーボンニュートラルに向けた再エネ導入の具体的な計画を作成していくこととなります。その下の負担金補助及び交付金の説明の3行目、地方バス運行等対策補助金は、路線バスの赤字補てん分の補助金です。その下くま川鉄道経営、下から4行目ですね。くま川鉄道経営安定化補助金は、昨年度実績で計上しておりますが、本年度は部分運行が開始して1年を経過していないことから、補助金の変更等が想定されますので、変更分かり次第補正予算でお願いすることとなると思います。スマートインターチェンジ整備協議会負担金は、工事が終了しておりますので公債費分の負担金となります。次に、42ページをお願いします。一番上、くま川鉄道再生協議会負担金は派遣職員の人件費、事務費分です。その下の新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通事業者支援負担金は、くま川鉄道へ関係10市町村共同で地方創生臨時交付金を使って、くま川鉄道の事業者支援を行うものです。その下の欄目8電子計算費です。職員が使用している電算システムの管理費を計上しております。節12の委託料の中で、1行目の電算システム改修委託料には、マイナンバーカードで処理されたデータをあさぎり町のシステムに結びつけるシステム改修。それから現在セキュリティの関係で3分割となっているシステム間のメール送受信が可能とする改修などが含まれております。節13の使用料及び賃借料の中には、各端末の業務履歴やコードログを監視し、インシデント発生後にも過去歴が遡及可能となる記録管理システムも含まれております。節17備品購入費は、会議用のテレビモニターやマイナンバーカードも、マイナンバーカードの読み取り用パソコンを各自治体で用意する必要となったため購入する分が含まれております。節18の負担金補助及び交付金の自治体中間サーバプラットフォーム利用負担金のマイナンバーに係る全国プラットフォームシステムの負担金となります。44ページをお願いします。1番下の欄の目14基金費です。説明欄1番上のふるさと基金積立金は、ふるさと寄附金2億100万円とその実施、それからその下のまちづくり基金積立金は利子の分を積み立てるもの。1番下のまちひとしごと創生推進基金積立金は、企業版ふるさと寄附金とその利子を積み立てるものです。45ページをお願いします。目15地方情報通信基盤整備推進事業費は光ファイバー事業と地デジの再送信防災告知放送の管理経費を計上しております。1番下の欄、目17ふるさと寄附対策費につきましては、各節ごとに46ページにかけまして、歳入で計上いたしましたふるさと寄附金2億100万円に対する返礼品の購入、発送の経費、返礼品の送料、事務経費、振興社等の運ポータルサイト等の経費等を計上しております。経費の割合につきましては寄附額の50%は上回っておるところです。46ページの2番目の欄、目18地方創生費は、地方創生の、地方創生関係の管理経費で、節1報酬のまちづくり

審議会委員報酬として、まちひとしごとづくり推進会議及び総合戦略推進会議2回の出席分を予定しております。総合戦略推進会議謝金を8、節7の報償費で組んでおります。これは、総合戦略推進会議を産官学金労言という職種の方々を加えて、この5名の方につきましては、まちづくり審議委員さんだけではカバーし切れない部分、専門的な知見を対応していただく部分を、講師謝金で支払うこととしております。少し戻りまして、節2の給料は、地域プロジェクトマネージャーとして総務省の制度を利用して外部専門人材を任用するもので、会計年度任用職員となります。節3の職員手当等から節4共済費までと節8旅費の一部がその関係経費となります。地域プロジェクトマネージャーは、4月から予定されるあさぎり商社での業務を想定しておりますので、活動に係る経費をあさぎり商社へ委託料と、かかる経費をこの分で賄うものとして計上しております。47ページをお願いします。節18上から3段目、節18負担金補助及び交付金で、特定地域づくり事業協同組合設立準備補助金として、これも4月から予定されておりますあさぎり商社へこの組合の設立準備に必要な経費分の補助を行うものです。次の目19地域おこし協力隊費です。このうち節8旅費の普通旅費と節13使用料及び賃借料のうち、2行目会場使用料が協力隊員の募集全体に係る経費となります。全国から募集する事業に参加したりする経費であります。少し戻りますが、節、上の節12委託料の上の段、地域おこし協力隊活動支援委託料は、あさぎり商社で活動を予定している協力隊員の報酬との人件費で、あさぎり商社への委託となります。48ページをお願いします。1番上の欄目20総合戦略費です。総合戦略室は企画政策課の中で町長が政策を執行していく上での経費をこの費目で計上しております。次に上から3段目の欄で目22デジタル推進費です。節1報酬ですが、今回条例提案いたしましたデジタル推進協議会の設立に伴う委員報酬となります。節7報償費ですが、昨年度の総務省の地域情報化アドバイザー派遣事業で、光基盤の検討を引き続き行うため講師派遣に伴う謝金を計上しております。また、自治体のデジタル化を初め、民間の地域社会デジタル化の推進を図るためにもデジタル専門人材のアドバイザー派遣を想定しておりましてこの謝金も計上しております。次の節8費用弁償です。旅費の費用弁償ですが、先ほど御説明しましたデジタル推進協議会委員の費用弁償となります。また、普通旅費につきましては、今後の地域社会デジタル化推進の先進地研修の旅費を計上しております。節12の委託料につきましては、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用して整備を計画しておりますテレワーク拠点整備に伴う実施設計委託料、それから工事の監理委託料を計上しております。また、今回のデジタル田園都市国家構想推進交付金では、利活用促進のためのソフト事業への取組が必須条件となっておりますことから、テレワーク拠点施設の利用に向けた誘客促進のためのお試しモニターツアーなどの業務委託料、それから施設PR用のホームページ制作委託料を計上しております。節14の工事請負費につきましては、旧上保健センターのテレワーク拠点整備に伴う改修工事費を計上しております。節17の備品購入費につきましても、テレワーク拠点整備に伴う必要な備品購入費を計上しております。54ページをお願いします。統計調査費となります。目1統計調査総務費から55ページの経済センサス活動調査費まで、歳入でも説明いたしました各統計調査の委託金に見合う歳出予算を計上しております。本年は就業構造基本調査の年となっております。次に最後のほう123ページをお願いいたします。1番上の枠、目2その他公共施設公用施設災害復旧費の節18負担金補助及び交付金は、冒頭地方債のところでも説明いたしましたが、くま川鉄道の令和4年度の災害復旧事業費のうち、補助対象事業費の2分の1を熊本県と10市町村で折半をいたしまして、これを経営安定化補助金の割合で計算したあさぎり町の負担額が9,999万8,000円となるものでございます。以上で、企画政策課分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 追加説明ありませんか。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は各課ごとに行っていきます。それで、質疑がされないようであれば、一括で質疑をしていただく時間を設けたいと思います。それでは最初は総務課及び会計課分について質疑ありませんか。岩本議員。

○議員（２番 岩本 恭典君） ４４ページになります。上の段の節１８節１２ですね。委託料の中の空き家実態調査委託料。３００万６,０００円ですね。それと空き家対策基本計画策定委託料の件ですけど、前回は空き家の調査に関しては、消防団のほうにお願いしていたと思うんですけど、今回もこれは消防団のほうにお願いするのかという点と、この空き家調査に関しては、特定空き家も含まれているのか、あと空き店舗も含まれているのか。その点について伺います。

◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、空き家実態調査委託料でございますが、前回は平成２９年度に調査を行っておりますけれども、そのときは消防団にお願いしたという経緯がございます。ただ今回のこの業務委託料につきましてはですね、当然消防団も日頃は業務等もございますので、今回につきましては外部コンサル等の業務委託ということで計画をしております。それから、特定この調査の中で空き家を調査しますが、特定空き家っていうものも当然含まれるものとは思いますが、まずは全ての空き家を調査していくということで、その中で特定空き家、そういうものも調査の中でですね判断していくという形になろうかと思えます。それから、空き家の中に店舗も空き店舗が空き家と言うかどうかという考え方ですが、国の考え方の一つとしては空き店舗も空き家に含まれるという考え方もあるようでございますので、そこは調査の中でですねどういう扱いにしていくかというのは当然その中で協議検討していくという形になると思っております。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。ほかに質疑ございませんか。森岡議員。

○議員（１３番 森岡 勉君） 会計課のほうにお尋ねしたいと思います。ページは３８ページに会計課の中で指定金融機関の負担金を２５０万かな。に今回上げてございますけれども、今までずっとこう据え置くとか、長い間据置きみたいな形になっておりましたけれども、これが値上げされた理由というのはどういったことでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 土肥会計管理者。

●会計課長（土肥 克也君） はい令和４年度につきましては、３年度までの１５０万から２５０万に増額で計上しております。まずは、この指定金融機関につきましては平成１７年度から球磨地域農業協同組合に指定をしているところでございます。翌年からこの負担金として１５０万を毎年度支出しておったところですが、今のその発出していただく職員の実際の人件費というものの実態の調査を金融機関等行いまして、やはりその実際の額に対応した金額に変更すべきであろうという点と、発出していただくその窓口の時間というものの役場の開庁時間に合わせていただいております。これは他の指定金融機関ではやはり開設時間を短くしているところもございます、やはり町民の利便性を向上していくために、窓口の時間を合わせていただいております。そういう現在の実情を踏まえて適切な金額を支給、負担すべきということから今回増額としたところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（１３番 森岡 勉君） 多分そういったことだろうと思いますけれども、今回１００万ほど上がってございますけれども、そうすればやっぱりもう少し公金の取扱いの中身をですねせっかくこう来ていただいておりますら出し入れだけじゃなくて、もう少し踏み込んだところまでの会計事務がもう少しではしないでしょうかといったことがあるもんですから、そのところは検討されておられますか。

◎議長（徳永 正道君） 土肥会計管理者。

●会計課長（土肥 克也君） はい。指定金融機関の業務といたしまして、やはり出金、入金、振替等の業務を行っていただいております。派出職員におきましては窓口での収納、または出金ですねを行っております、しっかりとした対応をとっていただいております。今後、その金融機関との契約の中でどの業務をというものは検討、日頃から検討すべき事項でございますが、まずは、今契約している業務を引き続きしっかり

と行っていただきたいと考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（１３番 森岡 勉君） 長いことですね金利の低下というか引下げで低迷してございますので金融機関もきつうございますでしょうけれども、せっかく指定金融機関ということで受けていらっしゃるＪＡについてはですね、そこんところをうまく行政とマッチして、町民サービスの低下にならないようにですね努めていただきたいと思います。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 土肥会計管理者。

●会計課長（土肥 克也君） はい、引き続き金融のといいますか、会計事務に専門的な職員の方の派遣をお願いするとともに、継続してサービスの向上には努めていきたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） ほかに質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男君） 自主防災についてお尋ねします。前回御指摘をしておきましたが、自主防災の組織連絡協議会等が要綱は数年前ででき上がっておりますが１回も開かれてないという状況でありました。今年どのような計画がなされているのかということをお尋ねをしたいと同時に、今回防災士会に補助金が新しく追加されております。そこでお尋ねしますが、防災士のアドバイザーとして３名町長が委嘱されております。この辺の活用というのがなされているのかどうか。どのように今現在進められている、関係をですね。おられるのかなということ。それとあわせて、防災士会を補助金も出していただくわけですが、その自主防災組織と行政とどのような関係を町としては望んでおられるのか。非常に防災士会に対しての補助金は出されたわけでありましたが、出すわけでありましたが、何を望んでおられるのかなと。町として。そこ具体的に示していただきたい。

◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。まず１点目自主防災連絡協議課の開催ということですが、このなかなか今までできてなかったということが正直なところでございます。今後どのようにしていくかということでございますけども、これにつきましては内部でですね、自主防災組織、各地区の長さんも各地区ごとに出していただくようになっておりますので、そこを交えていろんな自主防災の向上ということで進めていきたいというふうには思っております。それから、自主防災組織の中でのアドバイザーが３人任命されておるといっておりますけども、そこもですねなかなかまだ３人の方に対して活用というものができておりませんので、そういう点も含めて今後の課題といいますかしていきたいというふうに思うところです。それから最後自主防災組織とですね行政との方向性ということでお尋ねがありました。自主防災士会の事業の目的ということで自助、共助、互助、協働等の原則のもと、自主防災士会及び行政を初め自主防災組織とのネットワークを構築し、防災士としての活動と技術研さんを支援することを目的とするということで自主防災士会の目的がこういうふうになされております。町としてもですね書いてあります自主、共助、公助、その付近も含めまして同じ方向を向いてですね事業を進めていくということで連携をとりながら進めていきたいというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男君） はい、本当に連携しないと、非常に今状況はうまくいってないような感じがしてならないんですね。町は町で防災の問題については一生懸命頑張っておられる。で、アドバイザーを委嘱されながらそのアドバイザーに対しての求め方、求め方といいますかね。どういう意味で委嘱をされて、活用されようとしたのかっていうのがいまいち私たちには理解できないんですけれども、そこをまず説明いただけないか。

◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、アドバイザー、町が委嘱した防災アドバイザーということはですね、町の中での自主防災組織の考え方、自主防災の考え方ですね。そういうものもこう町民の方に広くこう教えていただくと、そういう意味も含めてのアドバイザーの委嘱ということだと考えております。なかなか先ほども述べましたように連携が進められてなかったということですので今後もですね連携をとりながら進めていきたいということで考えております。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい、ほんなら、分かりました。その三つの組織、しっかりと連携をとっていただいて、お願いを申し上げたいと思いますがその中でですね管理監のほうで今個別避難計画、それぞれですね進められておられるわけですが、今地域の防災計画が上がってきてるのはどれぐらいあるんですか。それと同時にですね、あわせてもう質問しときますが、個別の避難計画の作成が義務づけられましたね。今回の法律の改正で。これについては、その作成についての費用は交付税で措置するというのがもうなっておるわけですが、その中でお尋ねしたいのは、全てがいきなり地域の防災計画、避難計画ができるとは思わないんですけれども、しかしながらやはり優先してそれをつくらせるところというのはあるわけですね。やっぱり浸水がもう現にあさぎり町でも起きてるわけですが、そういったところの地区あるいは災害で指定されてる土砂災害、そういったところはですねやはり最優先でつくらせない、私は生かされないんじゃないのかなと思うんです。避難計画もそれぞれされておりますけれども、まずはやっぱり個別の避難計画というのをもう重点的にですよ、もうあさぎり町ではもう現に災害が起こってる場所があるわけですから、そういうところができるのかどうか。あわせて現況をお知らせください。

◎議長（徳永 正道君） 橋本危機管理監。

●総務課危機管理監（橋本 啓之君） 今の御質問は、個別避難計画ということで私認識したんですが、個別避難計画というのは、これは福祉課が担っておりまして、福祉課のほうで、うちで言えば生活福祉課が取り組んでおります。私が答えるのは適当ではないかもしれませんが、熊本県としましては、100%つくるという目標を付与しておりまして、今あさぎり町は100%つくっております。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい。総務課にお尋ねしますけども、125ページの中にですね、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当、特定任期つき職員業務手当というのがありますけども、その説明をお願いしたいんですけど。

◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、125ページです。下段の枠の表の件です。管理職特別勤務手当、それから特定任期付職員業績手当の件についてということで、まず管理職特別勤務手当につきましては、あさぎり町の一般職のですね職員の給与に関する条例の第24条にですね明記しておりまして、これ管理監督職にある者、管理職ですね。今日ここに出席している課長クラスが臨時または緊急の必要その他の公務の運営等によりですね、休みの日、土曜、日曜、祝日、年末年始において、業務、勤務した場合、そのとき、また災害等ですね、に当たるときに、そういうときに勤務した場合に支給するということになっております。額につきましては、3時間を超えない場合は2,000円ということですので、昨年もですね7月の10日土曜日に大雨が降ったということで、課長職が集まって会議を開いたという事例がありまして、そのときに管理職特別勤務手当というものを出示しております。それから、特定任期付職員業務手当でございますが、これにつきましてはあさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例というものがございまして、その中の第4条、給与に関する特例というものがございまして、第4条の第2項にですね任命権者は特定付任期職員の1その給料月額に相当する額を特定任期付職員業務手当として支給することができるということで、この特定

任期付職員業務手当というものはポストで言いますと危機管理監のポストということでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（１０番 皆越 てる子さん） 伺いとか決裁は町長ということになるんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。支払いにつき、この今述べました二つの支払いにつきましては勤務命令がございましてそこは課長までの決裁ということと、先ほどの特定任期付職員の業務手当の支払いにつきましては通常の給与の支払いと一緒にですので、その決裁区分までということと金額によってということですのでここは３７万であれば総務課長までですね。

◎議長（徳永 正道君） ほかに。総務課と会計課分について質疑ございませんか。小見田議員。

○議員（１１番 小見田 和行君） １１番です。１点お伺いいたします。この地域おこし協力隊員のことでございます。本年６１１万６,０００円報酬を組んでおりまして、その下に地域おこし協力隊活動支援委託料、それから地域おこし協力隊コーディネート業務委託料でございしますが、今ちょっと聞き損じましたけど来年募集される人数とそれから下に今申しました支援委託料等の具体的にどういう支援をするのかということについてお尋ねしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 企画政策課所管になるような感じなもんですが、この次に企画政策課分はやりますので、その時お願いします。ほかにございませんか。小谷議員。

○議員（１番 小谷 節雄君） はい、公用車管理は総務課でよろしいですかね。公用車。財政ですか、失礼しました。

◎議長（徳永 正道君） ほかに質疑ありませんか。ほかに質疑ないようでしたらここで休憩をしたいと思います。１０分間。

休憩 午後２時２８分

再開 午後２時３７分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。ここで、皆越議員の質問に対して総務課長より追加説明がございします。山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、先ほど皆越議員からの御質問の件で特殊勤務手当のお話もございました。これにつきましてはしらがね寮救護施設のですね９名分の毎月５,０００円の１２月分ということで特殊勤務手当の予算立てをしておるところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 次に森岡議員の質問に対して、質疑に対して土肥総務課長、すいません。土肥会計管理者より訂正の答弁がございします。土肥会計管理者。

●会計課長（土肥 克也君） はい。先ほど議員からの指定金融機関のお尋ねの件ですが、私平成１７年度から現在に至るということで申し上げました。正しくは平成１６年度から指定金融機関を指定しておりますので、訂正させていただきます。

◎議長（徳永 正道君） 次に、企画政策課分について質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（１１番 小見田 和行君） はい。さっきは、どうも失礼いたしました。４７ページのですね、さっき申しました地域おこし協力隊員のことでお尋ねします。今回の予算の中には隊員の報酬とそれから地域おこし協力隊活動支援委託料、それから地域おこし隊コーディネート業務委託料でございします。今年募集人員、今年の募集人員といろんな活動支援委託料とかコーディネート業務委託料の具体的にどういう支援をしてど

ういうコーディネートをするのか。その辺のところを教えてくださいたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 沖松企画政策課長補佐。

●企画政策課課長補佐（沖松 勝彦君） はい。ただいま小見田議員のほうから御質問がありました19目のですね地域おこし協力隊の募集人員について御質問いただきましたが、今年度といいますか令和4年度においてはですね、6名の地域おこし協力隊のですね募集を計画をしております。内訳を申し上げますと、まず企画政策課においてはですね、こちらで言うところの委託料の中に地域おこし協力隊活動支援委託料でございますが、こちらに2名分の人件費及び活動費を予算化しております。その活動費の主なものとしましては、まず、使用料賃借料ですね。これパソコンのリース料、また車、活動するための自家用車といいますかりース車です。それから、その人地域おこし協力隊が住むための住宅借上料、そういったものが主なものとなります。また、この委託料の中に地域おこし協力隊コーディネート業務委託料とありますが、こちらは生活福祉課のほうで予定をしている社会福祉協議会、こちらに委託をする分の計画ということで、こちらは人件費及び活動費をですねコーディネート委託料という項目で予算化をしているところでございます。また、節1の報酬につきましては、こちらに上がってる地域おこし協力隊3名になります。町が直接地域おこし協力隊を雇用するものでございまして、農林振興課から先ほど説明もありましたとおり、1人地域おこし協力隊の分が含まれております。また、健康推進課のほうで、健康まちづくり事業としてそのスタッフ協力の方でですね地域おこし協力隊2名を雇用するというところで予算化をしているものでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） なかなか1人当たりのですね報酬とかどれぐらいになるのかなというのはなかなか算定しにくいように思ってますね、たしか地域おこし協力隊員は年額上限は470万の収入は認められていると思うんですけど、そもそも地域おこし協力隊の目的というのは定住定着をある程度ということで、都会のほうからですねこっちに来ていただくようになってますけど、定住定着は今までですねどれぐらいあったのかとその辺をまず聞きたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 船津企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい。御指摘の件ですけれども、数年前より地域おこし協力隊来ていただいておりますけれども、派遣期間終了後にですねこちらのほうに定着定住された方っていうのは今のところありません。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） いろいろ話をですね我々もお世話になるもんですから聞くとところによると、やはり報酬が低いと、あさぎり町は。それから将来にですねなかなか夢が抱けないと。で、やはり単なる労働の労働者といいますかそう言っちゃなんですけどそういうふうな感じなんでということを耳にすることがありますんで、やはり報酬の問題とそれからせつかく来ていただく夢ある若い人たちをですね、将来に向けて定住定着するような支援策をですね、やはり報酬とそれから支援策、よく聞く伴走型といいますかそういうことがない限りは、結構定着には至らないのではなからうかと、初期の目的が達成できないのではなからうかと思うんですよ。これを全国的な事例等いろいろひもといていただいでですね、できるだけその目的が達せられるような方策を願ってはいるんですけどいかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、私もですね、あさぎり町が募集してもなかなか集まらない。その理由とですね先ほど聞かれたように移住定住につながってないという残念な結果がありますので、そういうところをいろいろ考えて、1番地域おこし協力隊が集まってるところが、いつも話します宮崎県の新富町ですがそういうところにもいろいろ私自身も伺いましたし、訪問しましたし、担当のほうからいろいろ話を聞いてます。

報酬の面についてはほとんどあさぎりと一緒にです。どこが違うかっていうと、やはり毎日が楽しい、夢がある。そういうとこだと思うんです。だから今あさぎり町に欠けているとすればその辺ですので、やはり地域おこし協力隊の人がここに来て活動する。何か夢を持ってくれるようなやっぱり環境を整備していかなくちゃいけないというところで、いろんな事業を今起こしているところです。やはり周りが楽しくないとなかなか若い人も来ないと思いますのでですね、そういうところで、例えばテレワーク拠点づくりとかいろんなことやっていきますし、プロジェクトマネージャーに来ていただいて、そういうやっぱり地域おこし協力隊で来た人と地元の人を橋渡しするような仕事もしていただきたいし、私たち自身もですね、もう少しやっぱり地域おこし協力隊の人たちと触れ合う時間をつくっていかねばならないと思ってます。私自身が一緒に何かこう行動することです、彼らも夢を持ってくれるんじゃないかと、そういうことを認識しながら今度6名の募集をかけておりますので、これが本当に成果が出るように頑張っていきたいと思ってます。

◎議長（徳永 正道君） ほかに、企画政策課分ございませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい41ページですが、12の委託料、総合計画作成業務委託料ということで、トータルシステムの導入という言葉でよろしいのでしょうか。ということを前提の話のようでございますが、これは先月ですね今年度行われましたトータルシステムの診断結果報告書というのを私どもも職員の皆さんと一緒に報告を聞かせていただきました。報告は結果の報告という形で聞かせていただきましたが、今回当初予算にですねこういった形で総合計画の作成の業務委託ということでその視点を導入していくということで、これある意味改革であるし、前進的な取組であろうと思いますが、その報告が出たイコール今回また当初予算でやっていかれるそこに何ていうかな。行政の中でずっと継続してやっていくわけですけども、つなぎと申しますか、その部分の調整というかそういうのはどのような考え方でされておられるかですね。ちょっと私この前報告があって、当初予算でぼんともう報告書イコール予算計上というようなイメージにとっけてしまいました。私正直言いましてですね。町長の施政方針の中にもですねトータルシステムのことは申されておられます。その中でこの総合計画の委託と直接的にかかるかどうか分かりませんが、この業務の標準化等も述べられておりますけども、そういうこと含めてここは試験的な取組で総務課企画政策課財政課において試験的な導入を試みました。これは1年前にですね、課を分散されたんですよね。しかしそこに課を超えた業務の標準化に取り組む。ある意味1年前の機構改革というかそれは何だったのかなという印象も私持ってますし、このトータルシステムという言葉の中でですね、それが総合計画、町の1番大事な計画にそれを取り入れられる。それは一概に否定するものじゃないんですが、何か余りその経緯がですね少なくとも私には見えてません。庁内でその付近はきちんとした共有がなされているのか。その前提でこの業務委託料が委託費がですね計上されているのか、その付近のちょっと御説明をお願いをできればと思います。

◎議長（徳永 正道君） 船津企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい、今回計上しております総合計画作成業務委託料につきましては、昨年、今議員から御指摘ありましたように、公益財団法人日本生産性本部にトータルシステム診断の実施を受けましてその結果報告もあったところであります。その後、今議員おっしゃられたようにですね、内部でトータル診断を受ける過程、それからその結果、それと日本生産性本部さんがですね、総合計画を策定するに当たっていろいろな提案もございました。それらについて約2か月ほど議論をいたしまして、それからそれぞれの担当ごとに担当と共にですね同様な制度といいますか、このトータルシステムを実施した自治体のほうにも話を伺ったり直接聞きに行ったりいたしまして、いろいろ研究といいますか検討をしております。その中で、生産性本部さんが提案されることにつきまして全てをあさぎり町の場合に当てはめて行いますと、なかなかハードルが高いといいますか、例えば熊本市とかですね、ある程度の規模の自治体であればそれらの人員とかを充てられて実施できる部分があるかとは思われるんですけども、あさぎり町ほどの規模の自

治体の職員体制ではですね、その理想にかなうような対応がなかなか厳しいんじゃないかというふうなことで、生産性本部の提案やり方は組みながらも、あさぎり町なりのやり方というのを入れてということですね、計上しております821万9,000円につきましても、いろいろ生産性本部と打合せをしまして全てを計上しているものではなくてですね、あさぎり町の、何と申しますかね、分相応の取組ということと、それからある程度は総合計画につきましては自治体そのもので策定してまいりますので、その支援をしていた部分の業務委託というふうなことでの計上をしておるところであります。それと、ここに施政方針のほうにですね総務企画財政で試験的に導入を試みるということにつきましても、先ほど言いましたように大都市の部課制があるところにつきましてはそういう取組ができるところがなかなか厳しいものもありますので、まずはこの3課を試験的に負担感なく取り組んでみようということでは始める予定としておりますので、議員がおっしゃられた昨年課を分けたことと機構改革云々についての関連はここでは関係ないというふうにご覧いただいております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、今課長からほぼ話がありましたけども、今度のトータルシステムの報告の中に、やはり総合計画、その中の基本構想基本計画と3年に1度の実施計画それから毎年の予算をリンク付けていく。そして、事務事業評価が翌年の予算査定に反映されていく。そういうところを強化していくための手段としてこのトータルシステムを運用していこうということで、総合計画も令和4年度5年度でつくらなければいけませんので、それとあわせてそのトータルシステムというものもあさぎり町の中でやっていければということでこの事業を始めたわけです。中身については担当課のほうでやっていますので今船津課長が説明したとおりでございますが、課をですね分けて、結果的にトータル、横断的にやっていくということではですね、これはもう全ての課でそういうことを今もう行い始めてます。私の施政方針の5番目の中に、福祉3課と教育課、社会福祉協議会との連携事業ということも書いてるとおり、なかなかもうこれからですね、単独の課だけでは対応できない事業がたくさん出てきてますので、やはり課を横断して事業に取り組んでいく。その課は課なりの独自のやっぱり特異的な業務を担っているわけですから、縦割りの的には担当課を分けてますが、もう横的にはその事業の内容によっては横断的に課を横断的にチームをつくってやっていかなければならない。そうしないと一つの課だけで分かってほかの課がその中身が分かってないとなかなか事業が進んでいきませんし効果が上がりませんので、そういう意味でそれぞれの専門分野を持った課がある事業のところ横断的につながっていくことで作業が平準化していく。そしてまたデジタル化に取組やすいというそういうふうな日本生産性本部の説明を聞いて、私もなるほどと納得して、そしてそれをやっていきたいと考えているところです。これについてはですね、また後日加えて説明したいところがありますが、今日はその説明は控えさせていただきますけど、これは、私はあさぎり町が総力を挙げて取り組むべき仕事ではないかというような仕事ではないかと考えています。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、今、町長から課長から御説明いただきました。この場はもう予算ですのであんまり多くは申しませんが、今お話を聞きますと、私の認識はトータルシステムの先ほど言いましたとおり、診断結果の報告書が出た段階というふうに思っておりましたが、まずあさぎり町としてもそれを踏まえて先ほど課長の御説明では全てではないけどもトータルシステムのあさぎり町に合う部分については、それを導入して今後やっていくというそういう基本的な意思決定は全庁挙げて確認されてるという、そして動き始めるというその予算であるというふうに私理解しましたが、現在そういう状況であるかどうかだけ確認の意味でお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、今そういうふうなですねトータルシステムの結果を受けて、このトータルシステムを進めていくというようなところの段階の話まではしています。がつつりこれで今後ずっとやっていきますよという最後までですね確認はしてません。まだ、ちょっと手探りなところがあるもんですから、今のところこれを継続しながら、そして、これを我々が十分理解して活用できるか、その確認をまだするべき段階でもあります。でも、考え方としては、このトータルシステムを取り組んでいこうということは共同で認識しています。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。企画政策課分についての質疑もうほかにございませんか。次に、財政課分について質疑を行います。小谷議員。

○議員（１番 小谷 節雄君） すいません。先ほどちょっと触れようとしたっていうんですが、公用車の件でお願いいたします。公用車の導入も確かどっか予算が上がったと思うんですが、現在のあさぎり町の考え方としまして、以前もちょっと説明聞いたような気もしますが、EV化の考え方ですね、よくいろんな場面で出てくる防災上の非常電源も含めてというような発想も取り入れられてるところもあると思います。あさぎり町としてですね、その付近の通常の公用車としてのもちろん使用ですね。の中の脱炭素化の中でのEV化の問題、問題というかそういう視点と、もう一つはあわせてそれで非常時の非常用電源の一つ、補助となりますがそういった付近のの考え方をどこまでか取り入れられているのかどうかですね、ちょっとそこについて御説明をお願いできればと思います。

◎議長（徳永 正道君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい、公用車の一括管理を財政課で行っておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。まず公用車の管理につきましては、全庁で言いますとおおむね80台前後の公用車がございます、その中の39台を財政課のほうで一括を管理をしております。あと残りについては専門性といいますかそういった車両でございますので、各所管課で管理をしておりますけれども、まず公用車の更新につきましては、更新規定に沿ってといいますか更新規定よりも大分車の状況を見ながら更新規定よりも伸びて更新を行っているところでございますが、まず維持管理費ができるだけ安いということで、普通車から軽自動車に近年切替えてきたというところでございます。議員からの御質問がございましたEV化でございますが、これも世の中の流れに沿って進めていく必要性はあるというふうに財政課でも考えておまして、国の、国っていうか自動車メーカーのほうもですねあと数十年後にはもうEV化に切替えてしまうという方針も出ておりますので、恐らく公用車についてもそういった方向に進む必要があると考えておりますが、まだ今現段階では価格面、それから充電設備ですね。各地にまだ充電設備が十分整っていないというようなこともありますので、現段階ではすぐEV化に変えてしまうということはちょっと難しいのかなということで考えております。それに合わせて非常時の電源についてもそういったEV化の整備を整えましたら、そういった活用も可能であるというふうには考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。今、私たちの認識としては、EV化にいつから取り組むかどの車から入れ替えるかというそういう具体的な検討をまだしてません。ただ今現在検討しているのは、第2庁舎の基本構想の中で充電装置と蓄電池を備えるEV車を購入したときに充電できるような仕組みをつくっておこうというところまでが今その話です。今後ですね、いろいろそういう車の更新の時期に少しずつEV車に変わっていくというような今から協議をしなくてはならないと思っています。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。次に、農業委員会及び農林振興課分について質疑ありませんか。難波議員。

○議員（３番 難波 文美さん） 農業委員会にひとつお尋ねいたします。ページ24ページと77ページの

連動ですが、耕作放棄地に対しての補助金が15万円となっております。これはもう毎年のことだと思うんですが、現在町内の耕作放棄地の状況はどのようになっているのでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 高田農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい、難波議員の質問にお答えいたします。現在、農地パトロールを毎年2回ほど実施しまして、各農業委員さんに耕作放棄地の状況を見て回っておりますが、今回予算を上げさせていただきましては、県のほうの予算が毎年減ってきておりまして、令和3年度は9月の半ばにはもうなくなってしまいまして、令和4年度につきましては、また令和3年度の約半分以上ということで県のほうから要望が上がっております各町村出しております、あさぎり町としましては50アールほどを今要望をしているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。県のほうのホームページなども見ましたら、あさぎり町ではですね耕作放棄地がそんなにないような形の数字が出ておりました。空き農地バンクというのが農業公社のほうでもあると聞いているんですけども、耕作放棄地がですね少ないとはいえ、やはりそういうところを活用していくことで地域の活性化でありますとか先ほどから出ております地域おこし協力隊、農業関係のですね方にたくさん来ていただいて雇用を創出できる、そういう活用ができるんじゃないかと思っておりますので、これから農業委員会のほうではどのように取り組んでいけますか。

◎議長（徳永 正道君） 高田農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい。そちらにつきましても、あさぎり町としましては、あさぎり町の農業委員会としましては、耕作放棄地を解消するようにですね、農業者の皆様、所有者の皆様に周知徹底を図っていったですね今言いました農業公社、農地バンク、そちらのほうとも連携をしまして貸借できる場所につきましては募集をかけてですね耕作放棄地の解消に努めていきたいと思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） すいません79ページです。農業振興課にお伺いいたします。節18のですね下から3番目、農業支援センターの運営負担金の1,739万9,000円に関してですけど、農業支援センターが設立した当時ですね、3年間の産業活性化基金を使ってですねやという事業の計画の中で、最後の1年になる前にですね私がこれでもう農業支援センターに関する運営に関する負担金はもうゼロになるんですかって聞いたときに多分そのときに、いやまだ計画、事業としてはまだ足りない部分があるので、まだ引き続きお願いすると思いますということを言われたんですけど、これがですね平成31年、そうか元年ですね。令和元年から700万、そのあと1,000万になって1,800万、そして今度4年度で1,700万ということで、恒常化してるって言えば恒常化してるんですけど、このまま産業活性化基金から運営負担金を出すのかそれとも令和5年度にあさぎり商社の組織の一部としてやっていくつもりなんだろうけど、そちらのほうからそういった運営費っちゅうのは出ていくのかその辺についてお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。農業支援センターにつきましては、平成28年の7月に正式に設立をしております。当初の目的といいますのが今も変わってないんですが、農業関連に係る総合的な支援というところが主なところなんです。で、それ以降いろんな事業をですね取り組んできましたけれども、農業支援センターの運営につきましては、当初未来に向けてそういった町の支援とかがなくなるような形でですね運営できればいいなということで恐らく当初考えられてきたというふうに思ってます。しかしながら、現在の状況を見てみましたときにですね、労働力不足とかですね、いろんな農作業におきまして不足する部分を補うという点に対して十分な需要はあるのに、それに応え切れてないというような状況もございまして、そこ

の支援センター自体のですね内部の組織の体制ですね。そういったものについてもまだ十分とは言えない状況です。そういった中で年度ごとにですね、例えばアーム型の草払い機の導入とかをやりながらですね、今まで進んできている状況ですが、今現在におきましてもそういった体制については十分とは言えないというふうに考えています。また、それについては、地域の農家さんに対しての支援もですね十分ではないというふうなことで考えておるところです。昨年度時期はちょっと忘れましたが、農業支援センターの収支について説明を申し上げたと思っております。その中で言いますと、各事業取り組んでいる事業につきまして、全てについて黒字というところになってるんですね。ただ、その規模がまだ十分な状況でないということもありまして、全体的で、全体的に見れば赤字と言わざるを得ないところで、町の支援としてですね産業活性化基金を充当させていただいているというような状況になっています。あさぎり商社が今年の4月1日からですね一応設立されるということですので、農業支援センターについては、およそ2年間遅れで言えば令和6年4月ぐらいの現時点では予定であそこに組み込まれるといたしますか、一緒の形になるというふうなところで現在考えておりまして、それまでにですね、もちろん以前から取り組んでおりますその体制の強化ですね、そういったものも含めまして取り組んでいく必要があります。今、議員おっしゃったようにですね、今すぐにそういった産業活性化基金を活用しないで自立できるような状況ではありませんので、引き続きそういったものを活用しながらですね、体制の強化を図ることを目的としてまた、農家の支援というものにも十分にこたえられるようにですね努力はしていきたいというふうに考えております。令和6年4月になってからですね、合併をしてからの話になるんですが、それからそれ以降の話につきましてはどういった財源、今のような体制でいくのかどうなのかということの協議につきましては、まだ現状といたしましてはですね、協議を十分にやってないといえますか、なされていない状況でございますので、そういったことも念頭に置きながらですね、今後協議を進めていきたいというふうに考えているところです。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、今万江課長から申し述べたとおりですが、そもそも支援センターができたのはやっぱりシルバー人材センターは60歳以上ですかね。でないと入れない。それより若い人たちが働きたくても働けない。ということで、若い人でもその農業の仕事のお手伝いができるということも一つあったわけですね。それから、今シルバー人材センターがなかなかその若い人の補充ができない。60歳になった人たちの補充ができずに高齢化していつてる。このままでは農業に人手不足が本当にもうもう既に深刻ですが、さらに深刻になってくるということで、支援センターができております。けどなかなかですね、やはりそこに来てくれる従業員さんも少ないもんですから、ここにやっぱり働く人が増えてくれば収益も上がってくると思うんですね。機械を入れても機械の稼働率がよくなってその機械の償却もできるようになってくる。だから今ちょっとやはり設備に対してまだ売上げが少ない。だから売上げを上げていくような努力をしていく。そのためには人手が要るわけですけど、来年の1年後に特定地域づくり事業協同組合で働き手を集めていく。そういうことをしながらですね何かこう一つやればよくなるもんじゃないんですね。いろんなものを組合せてよくなっていかんといかんですから、そういう意味で先ほど聞かれた地域おこし協力隊にしてもですねあさぎり町に魅力を感じてくれればいろんな人が参加してくれる。もうそうなったら私はうまくいくと思うんですね。それまでの間やっぱりみんなで頑張って辛抱しながら頑張っていく必要があると思います。で、農業はやっぱり基本的に本当に採算性の悪い仕事ですが、これは日本人のやっぱり食料を賄ってまずし、自然環境も守ってますので、そこでやっぱり国も本当に農業を支えて、支えるための補助金を出しているわけですので、できるだけですね、自力できるようにそこを目標にしながらやはり当分の間は少しまだ産業活性化基金のお手伝いをお願いしなきゃならないんじゃないかと思ってます。でも、やはりそういうことを前提にするといつまでもそれがずるずるといいますので、早くですね自立できるような努力もしてい

きたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい。6番、小出です。農林振興課にお尋ねします。87ページの目の3公有林整備事業、そのところで第2建設第2庁舎建設のために、3ヘクタールと予備で2ヘクタール、計5ヘクタールの伐採という説明だったと思いますが、間違いないかお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい、私、御説明しましたのは、議員おっしゃったとおりですね、5ヘクタール全伐の5ヘクタールのうち3ヘクタールをですね庁舎用として、ただ予備としてあと2ヘクタールを見込んでいるというところです。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） 特別委員会で第2庁舎建設、平米単価が63万ということで、そのときですねほかの庁舎と比べて余りにも高額ということで、町長からそのとき町材を使うともっと安くなるということでいろいろ議論があったと思いますが、その時の町材を使う面積というのは2ヘクタールだったというふうに思いますが、いかがですか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。結局最終的には要するに何本でどのくらいの量がいるかという問題ですよ。そういうものを勘案したときに、果たして2ヘクタールで足りるだろうか。今候補地として幾つかを予定するところあるんですが、やっぱり山というのはその場所によって1ヘクタール当たりの材積が違うんですよ、成長のいいところと悪いところと。だから、余り成長のいいところは、逆に年輪幅が広いので、強度が弱くなりますから、ある程度こう年輪が詰まったようなところがいいし、そういうところになると1ヘクタール当たりの材積が上がってきませんので、ですから、いざ建築を始めて材木が足りないということになるといけないので、少し面積を広げて今計画しているというところです。もし余ったら市場でちゃんと販売しますので、決して無駄にはなりませんので、そういうことでですね最初私も確かに、2ヘクタールぐらいで足りるんじゃないかと思ってましたが、基本設計ができてきた時の大体このぐらいの量が要りますって話を聞いたときに、これじゃちょっと足りないかもしれない。それと、さっき言いました木の大きさヘクタール当たりの材積量から見ても、もう少しやっぱり予備的なものも入れて準備したほうが、後で工事始まって建てる時に材木が足りないということにならないようにですね、そういうふうな考えで今予算を組んでおるところです。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい、第2庁舎の建設のためにですね、本来ならばその5ヘクタール分市場に市場に出されるのをですね5ヘクタール分を使って庁舎をつくるということはその分を含めると、私はまた単価的にも上がってくるんじゃないかというふうに思いましたので、今回、質問させていただきました。

◎議長（徳永 正道君） 答弁は。町長。

●町長（尾鷹 一範君） はいそこら辺のところはですね設計事務所のほうの計算で出てきた数字を説明したのでですね確かに売れば売上げが上がりますけども、設計事務所の積算された数字を皆さんに説明したところです。今、ウッドショックで木材が上がって、今度またロシア産材が入らないということでまた木材が上がってくると思いますが、あさぎり町の材を使う分にはですね、木材の価格の上昇は考えなくていいだけでも大分違うんじゃないかと思います。

◎議長（徳永 正道君） ほかに。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） これは農業委員会になるのかと思いますけど、1点お伺いいたします。

ページは76ページの農業委員の報酬についてでございます。これ局長のちょっとお話の中に、説明の中に基本給と能率給の合計でございますという説明があったと思いますけど、この能率給はの中でどれぐらいなのか。今人農地プランのですね法定化が向けて施行は来年の4月だろうということになっておりますけど、それに向けて農家の意向調査とかひょっとしたら戸別訪問とかでそういう意向のくみ取りとかも農業委員さんには御負担をおかけするんだろうと想像するんですけど、非常にそういう御苦勞をかけるところにあつてですねこの能率給というのがその辺に支払うことは可能なのか。また、可能ならばどれぐらい必要なのか、法定化後は今の陣容では人手不足だろうというふうな国のほうの見込みではございますけど、現時点においてもその準備等にかかなりの御苦勞がございますだろうと推定されますので、その辺の考えについて加えたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 高田農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） 御質問にお答えしたいと思います。まず農業委員の報酬ですね、基本給と能率給ですけども、基本給につきましては、毎月の報酬、毎年のですね報酬で年報酬で行っておりますが、今回能率給につきましては、予算を約500万ほどを予定しております。ただ今議員がおっしゃいましたとおり、今回活動がなかなかこのタブレット等を導入してですねいろいろ調査をしていただくということですけども、これにつきましては活動実績、成果実績ということで、国のほうに申請実績をしてその成果がまた予算として国のほうからもいただけたらと思っておりますので、まず今回令和3年度につきましてはちょっと減額となっておりますけども、令和4年度につきましては、もしかしたらまた増額をお願いすることになるかもしれません。と考えております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。次に、商工観光課分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。今年も4年度も商品券の計画がなされておりますが、前回ちょっとお話をしたかと思うんですが、町民の皆さんがですね一言言われるのは、買いたいんだけど買えないと。町外の方が買いにこられると。町の税金を使って販売するのに何で町民は買えないんだろうというような声が聞こえてきますが、今の販売の方法として、いろんな場所等も変わってきますけれども、町民を優先して販売できるような方法というのは、それで売り切れない部分はもう町外オープンでもうどうぞお願いしますと、売ってしまわないとねこれも当然いけないわけで、その辺りをどのように考えておられますか。

◎議長（徳永 正道君） 山口商工観光課長。

●商工観光課長（山口 和久君） 今の件につきましてはですね、商工会あたりでは町外の方は買えるんですが、各支所での販売においては町外の方は買えないような仕組みになっております。で、令和3年度におきましては、また10%のほうに戻した関係だと思うんですけど、多くの方の町民の方が買っていただきまして、町外の方の買っていただいた率というのは約12%でございます。88%ぐらいはですね町民の方が買っていただいております。で、やっぱり関係人口といいますか企業で働いていらっしゃる町外の方がいらっしゃるものですから、そういう方には少しでも還元したいということで販売をさせていただいております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） ほんなら今80何%ということですが、完売してるから売る側からすればありがたいことですけども、買えない人たちもいるという現実の中で、今年も令和4年度も同じような方法でいきますということですかね。

◎議長（徳永 正道君） 山口商工観光課長。

●商工観光課長（山口 和久君） はい、例年ですけど、大体10月の年金支給日に合わせまして、その週の

日曜日も販売しております。そういうことで商工会ともですね協議をしながら今言われました町外の方に向けた販売方法ですね。今は日曜日もですね町外の方も買えるようになってますが、そういうことも含めながら参考にさせていただきたいと思います。以上です。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。ほかにございませんか。次に、建設課分について質疑を行います。質疑ありませんか。建設課分について質疑ありませんか。最後に、上下水道課分について質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（１１番 小見田 和行君） はい、１点、７１ページですね合併浄化槽維持管理費補助金についてお伺いいたします。これにつきまして水道メーターで計測された立米ですかね。それと比較されてその補助対象になるかならないかとの前通知をいただきまして、この場合ですね例えば農業とか他の産業事業される場合に、事業用に使う水と、それから家事用に使う水とかですね同一メーターの場合どのように考えておられますか。結構農業の場合の育苗とかそれから消毒等に水を使いますんで、結構な生活以外の水量が年間に使用されるものと思いますけどそれについては別に区分はしないということでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 林上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい、浄化槽の維持管理補助金でございますが、今の別途計算と申しますか、から外しておりますのは、例えば畜産農家の方とかですね、事業用で申請をされてるお宅があるかと言いますけども、そういったところは除外しまして計算しておるところでございます。そのほかの御家庭につきましては、もうほぼこの計算の中に入っております。除外されずに入っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（１１番 小見田 和行君） これ下水道ですね利用料金のときも多分一緒だと思うんですけど、水量とそれがやっぱり事業用と家庭用等の区分しないと全てのメーターでやると相当な下水道利用料も賦課されますよね。その辺のところは分けてあったものですから、今度の場合も大体同じようなことかなと思っております。特に畜産場合もう特にいっぱい利用がありますので、事業用と家庭用とやっぱり区分しておくのが当然だと思うんですけど、それはもちろんこういう補助事業ですねありがたいものをうちの町はやってもらってますんで、それ以上のことはいろいろ要望しようとは思わんですけど、そういうのをちょっと頭の隅に置いていただいてですね今後いろいろこういう問題が出ないようにですね、検討をですねお願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 林上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） 今現在もですね、非常に多くの資料を集めまして積算のためのですね資料を、数字がございまして、積算に非常に今現在も難儀しておる状況でございます。３００対象が３７０件程度あったかと思いますが、今の御指摘はもう当然必要なことかとも思っております。一方でなかなかですね、具体的にそれをどのように算出していくのかというのは非常に困難な状況もあろうかと思っております。そういった御意見があったということを踏まえまして、今後も今後進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。最後に、各課について質疑いただきましたけれども、全課にわたっての質疑があればここで受けたいと思います。質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男君） 先ほど管理監から答弁がありましたけれど、私が聞いたかったことと答弁がちょっと若干違っておりますんで、確かに個別避難計画がですねこれはもう各全国調査してももう９９％１００％、それはもうどこの自治体もでき上がっております。お答えいただいたかったのは、その中で地域防災計画というのが今進められておるわけですね。地域のそれぞれの個別のですよ。その中で全部が上がっているわけではないだろうと今思うんです。今それぞれ行政区でつくり上げているような段階だろうと思

うんですけども、その優先度をですね先ほど言ったようなところから早く吸い上げていただきたいというのが1点と、その中で考えられるのが福祉の指定避難所ですね。これが今聞いているのは、岡原の福祉センターを福祉避難所として指定してあります。当然この施設だけでは足りないわけで民間のそういった福祉施設との協定も多分進んでるんだろうというふうに思うんですが、要はそういったところをやっぱり地区の防災計画を作る上においてはですね、ハザードマップ等に落とすとしてもらわないと計画が立たないわけですよ。当然1か所では岡原の福祉センターだけでは対応ができないわけでいろんな施設との協定があればある中で情報というのをしっかりとこの落としていただきたいと。行政のほうに、いや行政じゃなくして自主防災といいますかね。行政、はい。要は国でないとそれぞれの計画が立たないんですけども、その辺はどのように進んでるのかということをお尋ねしたかったんですが。

◎議長（徳永 正道君） 橋本危機管理監。

●総務課危機管理監（橋本 啓之君） 誠に申し訳ないんですけど、地域と地区という言葉がいろいろ出てきますんで、ここでもう一度整理させてもらいますと、地域の防災計画というのは、各自治体がつくるものであります。あさぎり町内にある各区でございますね。あるいは小学校区、ここで作るものが地区防災計画であります。今の御質問で防災計画は地区の防災計画という御認識でよろしいでしょうか。よろしいですか。地区の防災計画については、52地区ありますけど、今できてるところは一地区のみであります。永山地区ですね。これはなかなか進んでおりません。この責任はですねひとえに私にあると思います。地区の防災計画をつくるというのは、私もここに来て1年半たちますけど、非常に重いですね。まず、私を信頼してその地区の人が受入れてくれないとまず進まないんです。信頼してもらえないと信用してもらえませんよね。そういったところの本当に膝を合わせて一つ一つの地区との何ていうんですかね。話合い。それを今やる段階ですね。でも、おっしゃったとおり、待つてはいないんですよ、災害は。今年は須恵と深田は小学校区でつくっていただくということで、私が小学校区バージョンのひな形をつくりました。今、須恵地区にはそれを提示してます。深田地区もそれを提示してます。で、本来であれば計画をつくって訓練までを出水期までにやりたいんですけど、なかなか厳しいです。計画だけはどうにか出水期までにつくってそして訓練を今年は、去年は上地区でやりましたね。あの訓練を須恵と深田で11月上旬にやりたいと。やはり水害で1番危ないのは須恵と深田なので、あそこをどうにかですねこの次の年度は進めたいと考えております。それともう一つの御質問が福祉避難所、これを地図に落とすのは非常に危ないんですね。地図に落とすとそこがいつでも受入れがオーケーかと思って皆さんがそこに集中するんです。今ですねあさぎり町は協定を結び直して、まさしく28日、今月ですね。各あさぎり町にある福祉施設と8個施設と協定を結び直します。どういう形でやるかという、必ずですね一般の避難所に行けないっていう方は、役場に来るんです。一方そのときに8か所の福祉施設受入れ可能なところを調整するという役場がですねその役割をやります。そして、受入れ可能なところに一般の避難所に行けない方に行ってもらおうと。これをようやくですね3回各福祉施設とお話をしてその流れができ上がりました。それを取りあえず協定という形で結んで、でもこれがですね協定だけ結んでも役に立たんのですよ、訓練しないと。その訓練もですね、また11月になるんですけど、その月上旬にですねやりたいと考えてます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員、いいですか。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後3時37分

再開 午後3時46分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2 議案第66号

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、議案第66号、令和4年度あさぎり町水道事業会計予算についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。林上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは、令和4年度あさぎり町水道事業会計予算の説明をさせていただきます。まずは、2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。1、月平均給水件数、事業所等を含む5,870件、2、年間総給水量、157万2,198立方メートル、3、1日平均給水量4,312立方メートル、4、主要な建設改良事業、配水管布設替工事ほか事業費3億2,437万5,000円。第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入、第1款水道事業収益3億9,338万8,000円。支出、第1款水道事業費用3億6,316万2,000円。3ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,027万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,307万円。当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,720万5,000円で補填するものとする。収入第1款資本的収入4億1,923万3,000円。支出第1款資本的支出4億9,950万8,000円。第5条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、上水道整備事業、限度額2億5,470万円。起債の方法、利率、償還につきましては記載のとおりとなっております。4ページをお願いいたします。第6条、一時借入金の限度額は4,000万円と定める。第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1、職員給与費3,353万3,000円。第8条、棚卸資産の購入限度額は700万円と定める。詳細につきましては30ページをお願いいたします。予算説明書の収益的収入及び支出の収入の部でございます。目の3行目、1目給水収益、節1水道使用料、これは、令和3年度の水道使用料の実績によりまして現年度分の水道料金を計上したものでございます。給水人口の減少や節水意識の向上などにより給水量は減少しており、昨年度よりも若干の減収となる見込みでございます。次の31ページをお願いいたします。中段の2目他会計補助金、節1他会計補助金につきましては、説明欄の繰り出し基準に基づく、児童手当分の一般会計繰入れと同じく繰り出し基準に基づき算出した負担区分に基づく一般会計からの繰入れ及び基準外の償還金利子に係る一般会計繰入れをお願いするものでございます。次に、下のほうの4目、長期前受金戻入、節1長期前受金戻入につきましては、資産取得の際に受入れました国費や工事負担金などを資産の減価償却に合わせまして収益化するものでございます。次の32ページをお願いいたします。枠の最上段の7目資本費繰入れ収益、節1資本費繰入れ収益につきましても、先ほどの他会計補助金と同様に、旧簡易水道起債償還元金を繰り出し基準に基づき算出した繰入れ額となっております。次に、33ページをお願いいたします。予算説明書の収益的収入及び支出の支出の部でございます。1目原水及び浄水費でございますが、取水施設や浄水場の維持管理に伴います経常的な経費でございます。毎年必要なものを前年度までの実績によりまして計上したものでございます。主なものとしまして、最下段の節3修繕費、説明欄の2番目、岡原第2浄水場UF膜の取替えですが、これは、原水を膜でろ過する装置で、3ユニット18本を3年をかけて交換するものでございます。下から2番目、浄水設備等修繕につきましては、施設の老朽化により設備の不具合が多々発生しているため過去3年間の修繕実績により急な故障に対しての経費を計上したものでございます。また、最下段の上川南浄水場緩速ろ過修繕でございます。

が、ろ過槽の破損により、十分なる過が行えないためにろ過材の入替え、躯体の補修などの修繕を行うものでございます。34ページをお願いいたします。目の中ほどの2目配水及び給水費につきましては、配水及び給水にかかる経常経費を計上したものでございまして、最下段の枠の節4委託料の説明の1番目、水道施設電気保安委託料ですが、13施設の電気関係の点検委託料でございまして、次の35ページをお願いいたします。上段の節6修繕費でございまして、説明欄1番目の給排水関連修繕料は、過去3年間の修繕実績により見込まれる配水管の漏水修理等の経費を計上したものでございます。次の量水器交換及びその下の量水器交換に伴う量水器でございまして、8年ごとに量水器の交換を行っておりまして、今回約1,000か所の更新経費を計上しております。次の節7材料費につきましては、施設維持管理資材としまして、取水栓、量水器ボックス等の購入費用でございまして、次の節10賃借料の説明欄の3番目、緊急時給水敷地借上料は、岡原地区竹野にあります試掘井戸の土地借上料でございまして、36ページをお願いいたします。4目、総係費でございまして、事業活動全般に係る一般管理費を計上しております。主なものとしまして、職員の給与等に係るものでございます。下から3行目の節7旅費の普通旅費は、水道技術管理者講習受講のための研修旅費を計上しております。37ページをお願いいたします。節の中ほどの節15会議負担金、説明欄の1番目の研修会負担金でございまして、旅費にて説明しました水道技術管理者資格取得のための研修費及び企業会計研修費を計上しております。38ページをお願いします。最上段の5目業務費の節2委託料、説明欄の量水器検針業務及び水道施設管理業務委託につきましては、上水道と下水道の検針業務の業務案分により計上しております。その下のあさぎり町水道事業変更認可申請書作成業務委託につきましては、令和2年7月豪雨において、川南浄水場の取水口が被災した際、取水口の位置と取水方法について事業認可申請書と現状に相違があり、県より認可申請書の変更の指示を受けておりましたので、令和4年度に作成する業務委託料でございまして、次の6目減価償却費の節1有形固定資産減価償却費と、節2無形固定資産減価償却費は、今年度のそれぞれの令和4年度のそれぞれの減価償却費を計上したものでございます。その下の7目資産減耗費、節1固定資産除却費につきましては、水道施設の更新工事により除却される資産の償却残を計上するものでございます。減価償却費並びに資産減耗費ともに実際に現金が動くものではございません。最下段の1目支払い利息及び企業債取扱い諸費、節1企業債利息につきましては、公営企業債の償還利息でございまして、39ページをお願いいたします。上段の2目消費税及び地方消費税につきましては、令和4年度の収支見込みによりまして、消費税納付予定額を計上しております。目の中ほどの2目過年度損益修正損でございまして、これは過年度使用料収入分を漏水等により減免を行った場合等の還付金でございまして、収益的収入及び支出の予算は以上でございまして、続きまして、40ページをお願いいたします。資本金的収入及び支出の収入でございまして、上段の1目企業債、節1企業債については、配水管敷設替や水道施設再整備事業として須恵地区への送水計画に係る事業費の公営企業債でございまして、中ほどの1目出資金、節1一般会計出資金につきましては、一般会計からの出資金でございまして、主に旧簡易水道事業債の償還や建設事業費に充てることとなっております。その下の1目工事負担金、節1工事負担金の説明欄の1番目、消火栓工事負担金については、一般会計からの消火栓工事負担金で、須恵、松尾地区の新設1基分でございまして、その下の貯水機能付給水管設置負担金も同様に一般会計からの負担金を計上しております。41ページをお願いいたします。2目国庫補助金につきましては、生活基盤施設耐震化等補助金として、須恵地区送水ポンプ場建設の水道施設再整備事業と重要給水施設配水管布設替工事に関する補助金です。次に、42ページをお願いいたします。支出の部でございまして、1目配水設備整備費の主なものとしましては、職員の給与費と最下段の節6工事請負費、43ページの委託料です。節6の工事請負費につきましては、説明欄の2番目の水道施設更新工事では重要給水施設配水管布設替の川瀬免田線配水管布設替工事と、久鹿二子線舗装復旧工事でございまして、次の送水管新設工事は、吉井浄水場から今村配水地までの送水管新設工事でございます。次の送水ポンプ場建設

工事では、建設工事は、須恵の屯所地区に建設いたします送水ポンプ場建設費です。その下の舗装工事は布設替工事で傷んだ町道の舗装復旧工事費となります。最後の消火栓新設工事は、須恵の阿蘇地区の松尾集落に新設する工事費です。43ページをお願いいたします。説明欄の上段は、工事請負費の続きですが、貯水機能つき給水管設置工事につきましては、今年度は上総合運動公園内と須恵文化ホール駐車場内の2基の設置工事を計画しております。次の節7委託料につきましては、説明欄の1番目、水道施設再編整備事業測量設計ですが、須恵送水ポンプ場から阿蘇高区配水池までの送水管測量設計委託です。その下の水道事業更新事業に伴う、給水工事測量設計は重要給水施設配水管布設替工事に伴う給水管工事の測量設計委託料です。次の貯水機能付給水管設置工事設計委託は、須恵地区設置分の設計委託費です。中ほどの欄の1目企業債償還金につきましては、企業債の償還元金を計上しております。最後の段の1目投資、節1基金でございますが、今回新たに水道事業基金として積立てます基金の利子配当金を計上しております。資本的収入及び支出は以上でございます。44ページをお願いいたします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。1番右の欄の当該年度末現在高見込み額は、上水道企業債が8億2,999万円、簡易水道企業債が10億3,537万3,000円となる見込みでございます。戻っていただきまして11ページをお願いいたします。令和4年度あさぎり町水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から2段目の資金増加額3,781万9,000円、次のページ12ページ最上段の資金期末残高5億9,529万8,000円となる見込みでございます。13ページをお願いいたします。13ページから18ページにかけまして、給与費の明細関係について記載しております。19ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書でございます。量水器検針及び施設管理業務ほか5業務、合計六つの業務につきまして記載しております。量水器検針及び施設管理業務については、令和元年度におけるプロポーザルにより契約を行い、令和2年度から4年度までの3か年間の業務となります。20ページをお願いいたします。20ページから22ページは、令和4年度あさぎり町水道事業当年度予定貸借対照表でございます。20ページ最下段の資産合計と22ページの負債資本合計は、ともに51億4,516万5,623円の見込みでございます。23ページをお願いいたします。23ページと24ページに注記として重要な会計方針、予定貸借対照表に関する注記について記載しております。25ページをお願いいたします。令和3年度の予定損益計算書でございます。26ページをお願いいたします。最下段、当年度末処分利益剰余金は4,676万8,700円の見込みでございます。27ページをお願いいたします。27ページから29ページは、令和3年度の予定貸借対照表でございます。令和4年3月31日で、27ページ最下段の資産合計と29ページ最下段の負債資本合計はともに49億3,919万9,004円の見込みでございます。説明は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 1点お伺いしたいと思います。20ページにございまして、貸借対照表における機械及び装置のところですね減価償却の累積額が装置の本来のもとなる価格とかなり接近してましてかなり老朽化してるが見受けられますけど、今後これに対する対策としてはいかが考えておられますか。この利用年数といいますか耐用年数にも近いのがかなりあるということですけど、それについていかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 林上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい、水道事業におきましては、御指摘のとおり主に免田地区におきまして、免田地区におきましては特に老朽化が進んでおります。他の地区の簡易水道につきましてはですね、まだ設置年度は比較的新しくなっておりますので、最も老朽化が進んでおりますのは免田地区のほうでございます。

今現在、配水管布設替えを随時行っております。本来でしたらもっとですね老朽管、免田地区のほうの敷設替えを進めていきたくてございまして、今年度も、新年度ももちろん事業を予定しておりますが、一方で須恵地区のほうの再整備の工事が始まることになります。当初の順番といいますか、免田地区のほうをですね先にどんどん進めるような長期の計画でございましたが、今現在ちょっとそちらのほうですね須恵地区のほうに、を優先して設置するような、整備するような計画になっております。今後は、そういった老朽、特に免田地区の配水管につきましては、須恵地区、また岡原地区のほうの整備と並行しまして極力布設替を行っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（１１番 小見田 和行君） 耐用年数がですねもう間近な管路がかなりあることが推定できるんですけど、それから先に利用できる年数、管路の年数というのをどれぐらい想定されておられますですかね。許容できるといいますか今後、それから岡原の工事をしていただいた後に免田の老朽化した管路の敷設替えになろうと思うんですけど布設替に。それまでの年数に漏水等との障害がでないかなという心配もございまして、それについてのあと何年ぐらい、耐用年数から延長できるのかという見通しとかございましてか。

◎議長（徳永 正道君） 林上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい、水道のほうでアセットマネジメント等も策定しておりますが、配水管等につきましては、耐用年数は４０年程度を見込んでるかと思いますが、実際その１．５倍程度でアセットマネジメント等については計算をしているというところでございます。免田地区の配水管につきましては、恐らく半数近くはですね、もうこの耐用年数に達しているものがあつたんじゃないかなと思っております。そういったことで実際どこのどちらの自治体もそういった耐用年数の大体もう１．５倍ぐらいの年数で更新の目安にしているようでございますので、ざっくりといいますとそういった４０年の１．５倍ぐらいの年数は見込んでいたところでございます。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。ほかにございませんか。
（「なし」の声あり）

日程第３ 議案第６７号

◎議長（徳永 正道君） 日程第３、議案第６７号、令和４年度あさぎり町下水道事業会計予算についてを議題とし担当課からの説明を求めます。中神上下水道課長補佐。

●上下水道課課長補佐（中神 啓介君） 令和４年度あさぎり町下水道事業会計予算の説明をさせていただきます。まず２ページの第２条から読み上げさせていただきます。第２条、業務の予定量は次のとおりとする。
（１）年間配水件数、事業所等を含む４、２１５件、（２）年間総配水量１１３万７、８０８立方メートル、（３）１日平均配水量３、１１７立方メートル、（４）主要な建設改良事業、污水管渠建設費事業費２、７０７万、失礼しました。２、７００万７、０００円。流域下水道建設負担金事業費４００、失礼しました。７４６万９、０００円。第３条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入第１款下水道事業収益６億２、０７１万６、０００円。支出第１款下水道事業費用５億８、１９２万５、０００円。３ページをお願いします。第４条資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億５、６８８万９、０００円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１２２万８、０００円。当年度分損益勘定留保資金１億９、２０４万９、０００円。当年度利益剰余金、当年度利益剰余金処分額６、３６１万２、０００円で補填するものとする。収入第１款資本的収入１億９、４６６万１、０００円。支出第１款資本的支出４億５、１５５万円。４ページを御覧ください。第５条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。建設債限度額１、１９０万円。資本費平準化債４、７５０万円。合計の５、９４０万円。起債の方法、利率、償還につきましては、記載のとおりとなっております。

第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 営業費用と営業外費用、5ページを御覧ください。第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1) 職員給与費2,976万5,000円。第9条下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は3億451万2,000円と定める。第10条当年度利益剰余金のうち6,361万2,000円は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填に処分するものとする。詳細につきましては26ページをお願いします。予算説明書の収益的収入及び支出の収入の部でございます。1目下水道使用料、節1特環下水道使用料、次の節2簡易排水施設利用料、これは、令和3年度の下水道使用料の実績によりまして現年度分の下水料料金を計上したものでございます。次の段の2目雨水処理負担金、節1雨水処理負担金につきましては、免田地区吉井区と八幡区の一部に、雨水処理用の管路が整備されており、総務省通知による繰出基準に基づいて、一般会計からの負担金として受け入れるものです。次の3目他町村下水道流入負担金、節1、他町村下水道流入負担金につきましては、錦町からの汚水流入分の処理費用として受け入れるものです。次の5目、そのほかの営業収益、節1他会計負担金につきましては、指定避難所などへのマンホールトイレ設置を今後計画しておりまして、それに伴い避難所につながっている污水管渠の耐震調査業務委託の負担金として一般会計から受け入れるものです。次の27ページをお願いします。目の下の枠の下から2番目の3目、国庫補助金、節1特環下水道国庫補助金につきましては、下水道接続の排水設備設置促進事業の補助率2分の1を計上しております。次の5目他会計補助金、節1特環下水道他会計補助金につきましては、総務省通知に基づく基準内繰入金として一般会計からの補助金として受け入れるものでございます。最下段の節2簡易排水施設他会計補助金につきましては、施設の維持管理にかかる費用で、使用料で賄えない部分について繰入れをお願いするものであります。次の28ページをお願いします。最上段の6目、長期前受金戻入の節1国庫補助金長期前受金戻入、節2県補助金、長期前受金戻入、節3分担金長期前受金戻入につきましては、下水道管工事など施設整備にて資産取得の際に受入れました国費や一般会計からの補助金として資産の減価償却に合わせまして収益化するものでございます。次の29ページをお願いします。予算説明書の収益的収入及び支出の支出の部でございます。目の3段目の1目污水管渠費でございますが、このページは下水道施設の維持管理に伴います人件費や経常的な経費でございます。主なものは次の30ページをお願いいたします。上段の節1委託料の下水道施設委託料でございますが、町内46キロ、マンホールポンプの保守点検料と非常通信転送サービス料、また情報配信サービス料、町内4か所の伏せ越し管の清掃委託料となっております。その二つ下の節16修繕費の下水道施設修繕でございますが、下水道管布設後の道路陥没などの補修や、マンホールポンプ通報装置取替え修繕を計上しております。次に、3目簡易排水施設につきましては、草津山地区の排水設備の維持管理費に要する経常経費となっております。最下段、4目総務費につきましては、次の31ページをお願いいたします。4目総務費につきましては、事業活動全般に係る一般管理費を計上しております。このページの主なものといたしましては、節1給料から節7法定福利費引当金繰入れ額まで、職員の給与にかかるものとなっております。32ページ、最上段の節8から、節8旅費から節21修繕費までの一般管理費にかかるものとなっております。33ページをお願いいたします。節の欄の4番目の節32保険料の説明欄の3番目の保険料の施設災害共済費でございますが、町内のマンホールポンプの制御盤や水中ポンプ水位計等が落雷等で被害を受けたとき、修繕に対する費用を保険で補うものとして共済費を計上しております。5目の事業費につきましては、次の34ページにて説明いたします。5目の事業費の続きです。最上段の節18委託料の説明欄の量水器検針業務及び水道施設管理業務、失礼しました。下水道量水器検針業務につきましては、上水道と下水道の検針業務の業務案分によりまして計上しております。その下の下水道管

きょ耐震調査業務委託につきましては、マンホールトイレ設置を今後計画しておりまして、それに伴い避難所につながっている污水管渠の耐震調査業務の委託費を計上しております。中段にあります節3 3排水設備設置助成金は、住宅新築などによる下水道への接続の助成金を計上しております。6目中段にあります6目流域下水道維持管理負担金、節1流域下水道維持管理負担金につきましては、球磨川上流流域下水道の維持管理負担金として、令和4年度の計画流入水量の処理費用と資本費分令和3年度の実績流入水量が計画流入水量を約7万立方を超えると見込まれますので、配水量の超えた分を合わせて計上しております。下段のほうにあります7目減価償却費の節1有形固定資産、節2無形固定資産につきましては、それぞれ令和4年度分の減価償却費を計上したものでございます。次の35ページをお願いします。目の欄の最初の1目め支払い利息及び企業債取扱い諸費につきましては、節1企業債利息の説明欄の下水道事業債並びに簡易排水施設事業債の償還利息及び一時借入金を行った場合の利息となっております。次の2目消費税及び地方消費税につきましては、令和4年度の収支見込みによりまして、消費税納付予定額を計上しております。次の5目過年度損益修正損でございますが、これは過年度使用料収入分につきましては、減免を行った場合の還付金でございます。収益的収入及び支出の予算は以上でございます。続きまして37ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入の部でございます。目の欄の1目め1目、下水道事業債、節1下水道事業債につきましては、舗装復旧工事及び流域下水道建設負担金に係る過疎債と下水道事業債を計上しております。2目資本費平準化債、節1資本費平準化債につきましては、起債償還の財源となるものでございます。次の1目他会計出資金、節1他会計出資金につきましては、一般会計からの出資金でございます。主に、下水道事業債の償還や建設事業費に充てることとなっております。次の1目工事負担金につきましては、次の38ページで御説明いたします。節の欄の最上段の節1工事負担金につきましては、マンホールトイレを指定避難所等に設置するに当たり、実施設計業務委託の負担金として一般会計から受け入れるものです。次の1目、国庫補助金、節1特環下水道国庫補助金につきましては、舗装復旧工事分に計上しております。次の1目特環下水道分担金、節1特環下水道分担金につきましては、新築等による下水道接続に伴う分担金で一括納付15件分を加えた額で計上しております。二つ下の1目、基金繰入金、節1基金繰入金につきましては、減債基金の一部を取崩しまして起債償還の財源とするものでございます。次の40ページで、資本的収入及び支出の支出の部を御説明させていただきます。1目污水管渠建設費の主なものとしまして、節13の委託料のマンホールトイレ整備実施設計業務委託でございますが、設置基数や流下方式の検討、上流域耐震管の布設を行うための実施設計を、設計費を計上しています。次の節、19工事請負費でございますが、舗装復旧工事及び新築で依頼のありました、依頼があった場合の新規の公共枴設置工事費を予定しております。5目、流域下水道建設負担金、節1流域下水道建設負担金につきましては、県においてストックマネジメント計画、雨天時進入水対策計画の策定、幹線環境点検調査が予定されておりまして、そのあさぎり町分の負担分を計上しております。最下段の1目建設改良企業債元金償還金は、次の41ページで御説明いたします。節の欄の最上段の節1建設改良企業債元金償還金についてですが、突貫下水道事業と簡易排水施設事業に係る償還元金を計上しております。次の1目基金積立金、節1基金積立金につきましては、減債基金積立金の利子配当分を計上しております。資本的収入及び支出は以上でございます。次の42ページをお願いいたします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しております。1番右の欄の当該年度末現在高見込額は、建設費が23億9,310万9,000円。平準化債が15億9,047万9,000円。簡易排水施設事業債が500万2,000円。災害復旧事業債が90万円となる見込みでございます。ページを戻っていただいて、10ページをお願いいたします。令和4年度あさぎり町下水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3段目の資金増減額につきましては、マイナス2,447万8,000円、最下段の資金期末残高6,392万9,000円となる見込みでございます。

す。次の11ページから16ページにつきましては、給与費の明細関係につきまして記載しております。17ページを御覧ください。債務負担行為に関する調書でございます。マンホールポンプ維持管理業務ほか6業務、合計七つの業務につきまして記載しております。最下段の量水器検針及び施設管理業務につきましては、令和元年度にプロポーザルによる契約に行いまして、令和2年度から4年度までの3年間の業務となり令和4年度が最終年度となります。18ページを御覧ください。18ページから19ページは、令和4年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表でございます。18ページ資産の部の最下段の資産合計と19ページ最下段にあります負債資本合計はともに105億9,629万5,183円の見込みでございます。20ページをお願いします。20ページと21ページには注記として重要な会計方針、予定貸借対照表に関する注記について記載しております。22ページをお願いいたします。令和3年度の予定損益計算書でございます。23ページをお願いします。上段から4行目、当年度末処分利益剰余金は5,966万683円の見込みでございます。24ページをお願いいたします。24ページから25ページは、令和3年度の予定貸借対照表でございます。令和4年3月31日で、24ページ1番右端の数値の下から2番目の資産合計、それと25ページでございますが、25ページの最下段の負債資本合計はともに109億9,620万3,956円の見込みでございます。説明は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。お諮りします。小谷議員。失礼しました。

○議員（1番 小谷 節雄君） すいません。37から38ページにかけてですが、確認をさせていただきま。37ページに、中ほど資本費平準化債、今回の予算で4,750万。前年度比で約半額になっておるといことで、これ次の38ページですね最下段の減債基金繰入金で対応する。これ前の補正予算の段階で説明を受けました今年度令和3年度の減債基金、下水道の減債基金の見込額というかが約7億ほど、結局これから先令和4年度も含めまして、こういった形で、前の話では平準化債約半額と言ってよろしいですかね。今回で言うところの4,750万。4,800万減。これをいくために減債基金を積み増しをしたという説明だったと思います。逆に言いますとですから平準化債は今後もこういった規模で基本をやっていくという、下水道の下水道会計のですね、基本的なその財政費見込みを持っておられるというふうな理解でよろしかったでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 林上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。今回の3月の補正予算によりまして、下水道事業のほうにも基金積立てをいただいております。資本費平準化債につきましては、今の計画で令和10年度まで借りる予定でございます。この起債につきましては、毎年度の減価償却費がございますが、ですね、毎年度の起債償還額ですね。起債償還額から減価償却額を引いた残額が資本費平準化債の借入れの可能額ということになっております。そういったことで、減価償却費のほうはほぼ変わらずにほぼ同額ですね推移しておりますけれども、起債償還額は実際今現在がですね非常に償還のピークでございます。次第に減ってまいります。そういったことで、借入れ自体が令和10年度までしか借りられないということになっております。そういったことで、借入れ額のほうも今後可能額もですね減少してまいります。そういったところで、財政課ともいろいろ協議した中で、今回の基金を有効に活用させていただきまして、令和10年度まで借りられる期間につきましては、借りると。有効活用するということで、基金のほうも有効活用させていただきまして、借入れ額は減らしていこうということで協議をしまして、今回のような計画としておるところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、平準化債も有効活用、基金も有効活用、有効活用は分かるんですが、

私がお尋ねしたかったのは、平準化債を今おっしゃるその発行可能額、起債可能額の分までは活用するというふうにおっしゃったのか。それともその限度額というか発行可能額よりも、減額をして、要するに平準化債の発行を抑制していく。基金の積み増しはその抑制が目的であるというふうに私は説明を受けたというふうに理解してるんですが、要するに私申し上げたいのは、平準化債はもう発行をとにかく、極力抑えるんですねというふうに私は理解してるんですけどその辺の確認です。

◎議長（徳永 正道君） 林上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい、今議員のほうからお話いただきましたとおり、極力抑えていきたいと、資本費平準化債の発行につきましては、できる限り抑えてまいりたいというふうに上下水道課としましては、考えているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。明日１１日については、各委員会等の開催のためまた、明後日１２日と１３日は休日のため休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、明日１１日については、委員会等の開催のため、また、明後日１２日と１３日は休日のため休会にしたいと思います。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午後４時４１分 散 会